立木公売の公告
（第７回）

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時
（1）入札受付　　令和４年 11 月 18 日（金）13 時 15 分～13 時 30 分
（2）開札　　即時開札

2. 入札及び開札の場所　　三八上北森林管理署　入札場

3. 現地案内　　実施しません。ご要望のある方については個別に対応致します。

4. 売払物件
（1）売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
（2）各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
（3）引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して 15 日以内とします。

5. 郵便入札
（1）郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により営業日入札前日（令和４年 11 月 17 日）の 16 時 00 分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
（2）送付先は次のとおり
郵便番号　034-0082
住所　　青森県十和田市西二番町１番 27 号
宛名　　三八上北森林管理署長
第７回立木公売入札書在中（朱書きで記載）
（3）郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限　　令和４年 11 月 25 日までとします。
7. 代金の納入期限　　契約締結の日から起算して、20 日以内とします。

8. 代金の延納

（1）国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。

（2）延納期間は、法令の定める範囲内とします。

（3）延納利息は、法令の定めにより 0.59%とします。

（4）延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

（１）全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。

（２）個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。

（３）売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

（４）森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町 1 番 27 号
三八上北森林管理署　総務グループ　経理担当
問い合わせ先　TEL　0176-23-3551
FAX　0176-24-2020

令和４年 11 月２日

分任契約担当官
三八上北森林管理署長　　葛西　貴仁

入 札 案 内 書

第７回　立木資格付一般競争入札

【入 札 日 時】令和４年11月18日（金）
13時15分～13時30分
即時開札

【入 札 場 所】三八上北森林管理署　入札場

【入 札 口 数】第１～25号　16口

【物件所在地】十和田市
仙ノ沢国有林31と２林小班外

【現 地 案 内】実施致しません。

三 八 上 北 森 林 管 理 署
〒 034-0082
住 所 青森県十和田市西二番町1番27号
ＴＥＬ 0176-23-3551
ＦＡＸ 0176-24-2020

令和４年度　立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第1号	本物件は、現地案内致しません。ご要望のある方については個別に対応致します。			
第2号				
第3号				
第4号				
第5号				
第6号				
第10号				
第11号				
第12号				
第13号				
第18号				
第20号				
第21号				
第22号				
第24号				
第25号				

別　紙

１　延納を認める対象と期限

延納を認める対象	延　納　期　限
ア．立木を売り払う場合で、１件の売払代金が150万円以上となるとき。	６箇月以内。ただし、国有林野の立木については、１件の売払数量が１千立方㍍以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ．素材を売り払う場合で、１件の売払代金が60万円以上となるとき。	６箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは８箇月以内。
ウ．災害救助のため、立木又は素材を売り払うとき。	６箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は１年以内。

入札条件

1.　競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

（1）入札参加者は、**競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参**のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

（2）入札者が、**代理人によるときは委任状を提出**し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

　また、入札執行場所に入場できる者は、1 社につき入札者及び随行者の 2 名以内とし、入札者及び随行者は本人であることを証明する資料（運転免許証など、ただし名刺は不可）を受付に提示し確認を受けて下さい。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

（１）入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

（２）暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程（以下「売払規程」という）を遵守して入札して下さい。

5. 入札の方法

（1）入札は売払番号毎に総額入札で行います。

（2）入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。

（3）いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

（4）開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札の決定

（1）開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者

を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が 2 名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

（2）落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された 100 分の 110 に相当する金額)の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

9. 無効な入札

（1）競争参加不適格者が入札したもの。

（2）入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。

（3）汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。

（4）自筆署名（本人が署名したもの）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）いずれも無いもの。

（5）単価で入札したもの。

（6）代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。

（7）入札金額を訂正した入札。

（8）郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかったとき。

（9）同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札、又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。

（10）その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

特約条項

1. 買受人は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。

2. 買受人は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。

3. 買受人は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。

4. 買受人は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、売渡人の指示に従うものとする。

5. 買受人は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。

6. 買受人は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。

7. 買受人が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、売渡人が原状に回復する必要があると認めた場合、買受人は原状回復に努めるものとする。

8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第29条 第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から15日以内に買受人の立合の上行うものとする。

9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、買受人がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、売渡人は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、買受人は、延期承認前に延期料として 1日につき売払代金の 1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1箇年を超えることはできない。

10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木のまま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。

12. 買受人は、入林する際、事前に森林作業道作設予定線を記入した基本図を添付のうえ、入林届を管轄森林事務所に提出するものとする。

13. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。
　なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。

14. 買受人は、売渡人の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。
　なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、売渡人と協議すること。

15. 買受人は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を売渡人に書面で届出なくてはならない。

16. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。

17. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。

18. 買受人は、事前に提出した経路により搬出するものとする。なお、買受人は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。

19. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。

20. 労働安全の確保に関する事項

林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

別紙１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

東北森林管理局

森林作業道作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

１　路網計画

①　実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。

②　計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

③　作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

２　森林作業道作設の基本的工法

①　路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

②　地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。

③　のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

④　支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

３　森林作業道の施工規格

(1)　幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

①　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の

確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。

③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。

② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分（59°）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

② のり面勾配は、１割（45°）程度を基本とする。

③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお､伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

４ 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

５ 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

（単位：m/ha）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">作業システム</th><th colspan="3">基幹路網</th><th>細部路網</th><th rowspan="2">路網密度</th></tr>
<tr><th>林道</th><th>林業専用道</th><th>小計</th><th>森林作業道</th></tr>
<tr><td>緩傾斜地
(0～15°)</td><td>車両系</td><td>15～20</td><td>20～30</td><td>35～50</td><td>65～200</td><td>100～250</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中傾斜地
(15～30°)</td><td>車両系</td><td rowspan="2">15～20</td><td rowspan="2">10～20</td><td rowspan="2">25～40</td><td>50～160</td><td>75～200</td></tr>
<tr><td>架線系</td><td>0～35</td><td>25～75</td></tr>
<tr><td rowspan="2">急傾斜地
(30～35°)</td><td>車両系</td><td rowspan="2">15～20</td><td rowspan="2">0～ 5</td><td rowspan="2">15～25</td><td>45～125</td><td>60～150</td></tr>
<tr><td>架線系</td><td>0～25</td><td>15～50</td></tr>
<tr><td>急峻地
(35°～)</td><td>架線系</td><td>5～15</td><td>－</td><td>5～15</td><td>－</td><td>5～15</td></tr>
</table>

※路網・作業システム検討委員会資料より

（参考）

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする

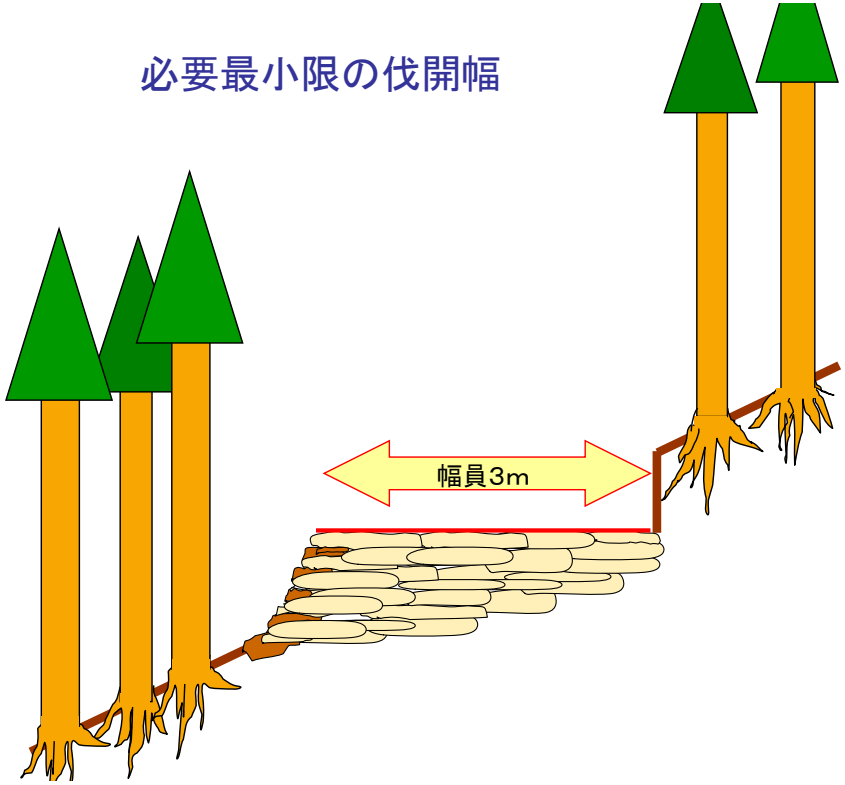

○　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5ｍ程度の余裕幅を付加することができる。

令和４年度

青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）
○ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

留意事項の地域区分一覧

地域区分 ＼ 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
② 被害木等の市町村外への移動	× 行わないこと	－ 対象外	－ 対象外
③ 被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	－ 対象外	－ 対象外
④ 他県の被害地域からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：深浦町、南部町※、つがる市◆、鰺ヶ沢町◆、西目屋村◆、弘前市◆、五所川原市◆、中泊町◆

B：鰺ヶ沢町※、八戸市※、三戸町※、五戸町※、新郷村※、鶴田町◆、青森市◆、今別町◆、外ヶ浜町◆、蓬田村◆、板柳町◆、藤崎町◆、田舎館村◆、大鰐町◆、平川市◆

C：ＡとＢを除く県内１８市町村

※マツ類のみ対象、◆ナラ類のみ対象

① 生立木等の伐採

６月～９月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。
被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。
また、その他の市町村においても極力行わないようにしてください。

・ただし、４月～５月の間に伐採する際は、林外に搬出し５月中に活用してください。
・生立木の「巻枯らし※」は、巻枯らし実施から生立木が枯れるまでの期間が不明であり、媒介昆虫が盛んに活動する期間に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、年間を通して巻枯らしは行わないでください。
・また、その他の市町村においても巻枯らしは、極力行わないようにしてください。
※「巻枯らし」・・・樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木（枯れた木、衰弱した木を含む）には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。
また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病害虫等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年６月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として５月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、６月～９月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 被害地域からの材の移動

被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目 1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町４
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鳴田７
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

契約番号　　立木販売

売　買　契　約　書（案）

売買物件の所在場所	青森県〇〇〇〇 字〇〇国有林〇〇〇林小班			面積(ha)
売買物件の種類及び数量	区　分	樹　種	本数(本)	材積(m3)
	立　木			
	内　訳　別紙「物件明細書」の通り			
売買代金	売 買 代 金			円
	うち消費税抜代金			円
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額		円
		うち消費税抜代金		円
	民収分	分 収 額		円
		うち消費税抜代金		円
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延納分	延納金額	円	延納期間	～　日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年　%	同提供期限	契約締結の日から20日以内
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～　日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年　%	同提供期限	
売買物件の引渡方法	区域	売買物件の引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から起算して　15日以内 (概算の場合の最終期限　　)		
売買物件の搬出期間(期限)	引渡の日から起算して　〇ヶ月　(期限　　)				
売買(使用)目的の指定			施設設置等の指定		
特約事項	別紙の通り				

＊概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

＊本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

売 渡 人　分任契約担当官　　三八上北森林管理署長　葛西 貴仁

買 受 人

令和 4 年度　　売 払 物 件 一 覧 表

施行月日　令和４年11月18日（金）
施行場所　三八上北森林管理署

売払番号	物件所在地	樹　種	林 齢	伐採方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札枚数	住所氏名 ２番札（金額）	住所氏名 １番札（金額）	落否
1	十和田市 仙ノ沢国有林 31と2	スギ・他広	67	皆伐	3.02	2,817	2,913.51	1.03	分収造林 水源涵養保安林 R2～3 公売物件	36ヶ月				
2	十和田市 高崎国有林 32は1	スギ・他広	67	皆伐	3.17	3,026	3,187.37	1.05	分収造林，水源涵養保安林 クマゲラ、クマタカ R2～3 公売物件	36ヶ月				
3	十和田市 高崎国有林 32ろ2	スギ・他広	59	皆伐	1.92	1,732	1,093.62	0.63	分収造林，水源涵養保安林 クマゲラ、クマタカ R2～3 公売物件	36ヶ月				
4	十和田市 高崎国有林 32は3	スギ・他広	49	皆伐	5.44	12,747	2,339.99	0.18	分収造林，水源涵養保安林 クマゲラ、クマタカ H30.R1～3 公売物件	36ヶ月				
5	十和田市 宇樽部国有林 66れ	スギ・他広	68	皆伐	1.36	1,349	1,109.14	0.82	分収造林，水源涵養保安林 特史跡・国特３ R2～3 公売物件	36ヶ月				
6	十和田市 深持山国有林 142い7（1伐区）	スギ・アカ 他広	67	皆伐	18.33	33,288	12,414.79	0.37	分収造林 水源涵養保安林 R2～3 公売物件	36ヶ月				
	十和田市 深持山国有林 142い8	スギ・他広	67	皆伐	0.92	944	614.20	0.65	分収造林，水源涵養保安林 砂防指定地 R2～3 公売物件	36ヶ月				
10	田子町 南来満山国有林 529り1	スギ・他広	67	皆伐	6.80	4,979	3,573.75	0.72	分収造林 水源涵養保安林 R2～R3公売物件	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529り2	カラ・他広	67	皆伐	3.09	3,857	914.52	0.24	分収造林 水源涵養保安林 R2～R3公売物件	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529ぬ	スギ・他広	67	皆伐	1.44	732	753.76	1.03	分収造林 水涵保・砂防指定地 R2～R3公売物件	36ヶ月				

令和 4 年度　　売 払 物 件 一 覧 表

施行月日　令和４年11月18日（金）
施行場所　三八上北森林管理署

売払番号	物件所在地	樹　種	林 齢	伐採方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札枚数	住所氏名 ２番札（金額）	住所氏名 １番札（金額）	落否
11	田子町 遠瀬深山国有林 502る1	スギ・カラ・他広	67	皆伐	9.34	9,551	2,617.69	0.27	分収造林・水涵保 クマタカ R1～R3公売物件	36ヶ月				
12	六ヶ所村 泊山国有林 2043ほ	スギ・アカ・他広	45	皆伐	2.63	7,411	877.30	0.12	分収造林	36ヶ月				
13	六ヶ所村 尾駮第一国有林 2202に1	スギ・他広	70	皆伐	0.99	1,416	1,044.96	0.74	分収造林	36ヶ月				
18	六ヶ所村 棚沢山国有林 2023へ	スギ・他広	68	皆伐	2.70	2,436	807.95	0.33	分収造林 H30～R3公売物件	36ヶ月				
20	東北町 外蛯沢後久保国有林 1489ほ１（1伐区）	スギ・他広	53	皆伐	6.00	11,985	2,929.77	0.24	分収造林	36ヶ月				
	東北町 寒水山国有林 1490へ（1伐区）	スギ・他広	55	皆伐	6.04	6,532	2,535.80	0.39	分収造林	36ヶ月				
21	七戸町 七戸深山国有林 1507わ１	スギ・アカ・他広	46	皆伐	3.39	4,949	1,389.81	0.28	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1507わ５	スギ・他広	47	皆伐	3.14	3,425	1,629.38	0.48	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1507わ６	スギ・アカ・他広	47	皆伐	3.66	7,093	1,688.59	0.24	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1507わ７	スギ・他広	47	皆伐	2.62	4,660	1,188.09	0.25	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				

令和 4 年度　　売 払 物 件 一 覧 表

施行月日　令和４年11月18日（金）
施行場所　三八上北森林管理署

売払番号	物件所在地	樹　種	林 齢	伐採方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札枚数	住所氏名 ２番札（金額）	住所氏名 １番札（金額）	落否
22	七戸町 七戸深山国有林 1507わ２	スギ・アカ・他広	46	皆伐	4.61	6,215	2,170.72	0.35	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1507わ３	スギ・アカ・他広	47	皆伐	4.47	6,871	2,350.36	0.34	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1507わ４	スギ・アカ・他広	47	皆伐	4.98	7,465	2,685.55	0.36	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
24	東北町 野田頭山国有林 1498た1	スギ・アカ・他広	53	皆伐	0.57	1,194	384.14	0.32	分収造林 R1～R3公売物件	36ヶ月				
	東北町 野田頭山国有林 1498た2	スギ・アカ・他広	53	皆伐	2.42	1,983	437.16	0.22	分収造林 R1～R3公売物件	36ヶ月				
	東北町 野田頭山国有林 1498た3	スギ・他広	53	皆伐	4.22	7,652	3,033.33	0.40	分収造林 R1～R3公売物件	36ヶ月				
25	七戸町 七戸深山国有林 1506か１	スギ・アカ・他広	50	皆伐	14.68	18,826	6,105.04	0.32	分収造林 水源涵養保安林 H30～R3公売物件	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1506か２	スギ・アカ・他広	50	皆伐	2.21	2,756	814.58	0.30	分収造林 水源涵養保安林 H30～R3公売物件	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1506か３	スギ	50	皆伐	0.13	150	33.97	0.23	分収造林 水涵保・砂防指定地 H30～R3公売物件	36ヶ月				
計					124.29	178,041	63,638.84							

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	1
物件所在地	仙ノ沢国有林
	31と2林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.02
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	―
民地借用	―
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。

５．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。
　また、民有地に損害を与えてはならない。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		316	665	699	417	123	30	2,250	2,756.88	34	25
アカマツ	生立木	一般材			9	24	11	1		45	57.08	36	24
スギ	生立木	低質材	38							38	1.28	8	9
アカマツＮＡ	生立木	低質材			2	2				4	2.83	28	22
Ｎ計			38	316	676	725	428	124	30	2,337	2,818.07		
ブナ	生立木	一般材				1				1	0.67	40	13
クリ	生立木	一般材			7	3				10	6.00	28	21
ミズナラ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.38	36	22
サワグルミ	生立木	一般材			3	8	3	1		15	19.87	38	25
オニグルミ	生立木	一般材				2				2	1.51	32	21
ウダイカンバ	生立木	一般材					1			1	1.26	44	20
ホオノキ	生立木	一般材			8	3	1			12	7.87	30	20
トチノキ	生立木	一般材			3	1				4	1.95	28	17
アサダ	生立木	一般材			8	3	1			12	8.24	30	21
ニレ	生立木	一般材			1					1	0.37	28	14
他Ｌ	生立木	一般材				1				1	0.91	36	21
他Ｌ	生立木	低質材	233	161	15	7				416	41.41	12	11
Ｌ計			233	161	46	32	7	1		480	95.44		
Ｎ・Ｌ計			271	477	722	757	435	125	30	2,817	2,913.51		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第１号　十和田市
仙ノ沢国有林　31と2　全

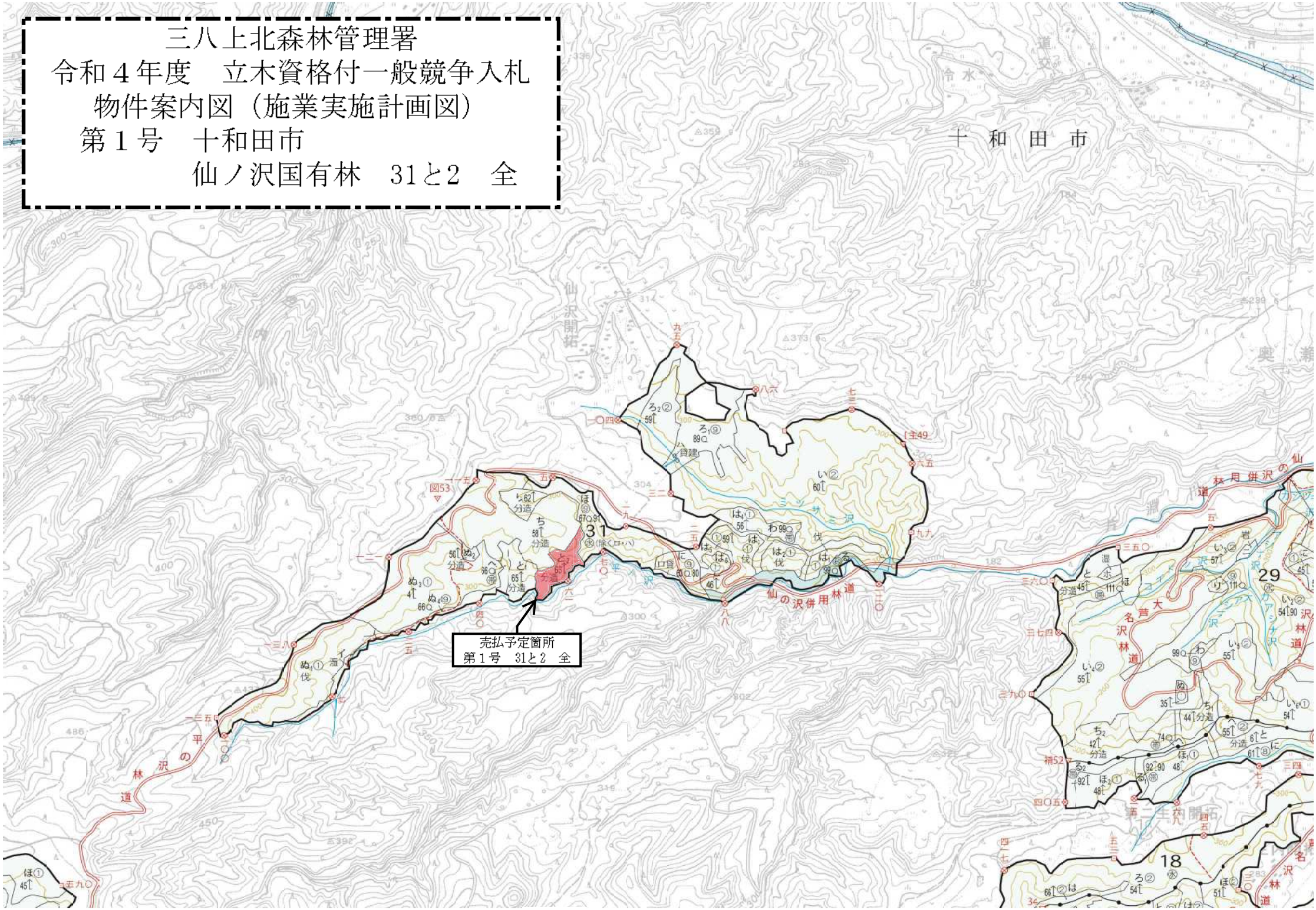

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

仙ノ沢国有林　31と2林小班　全　3.02ha

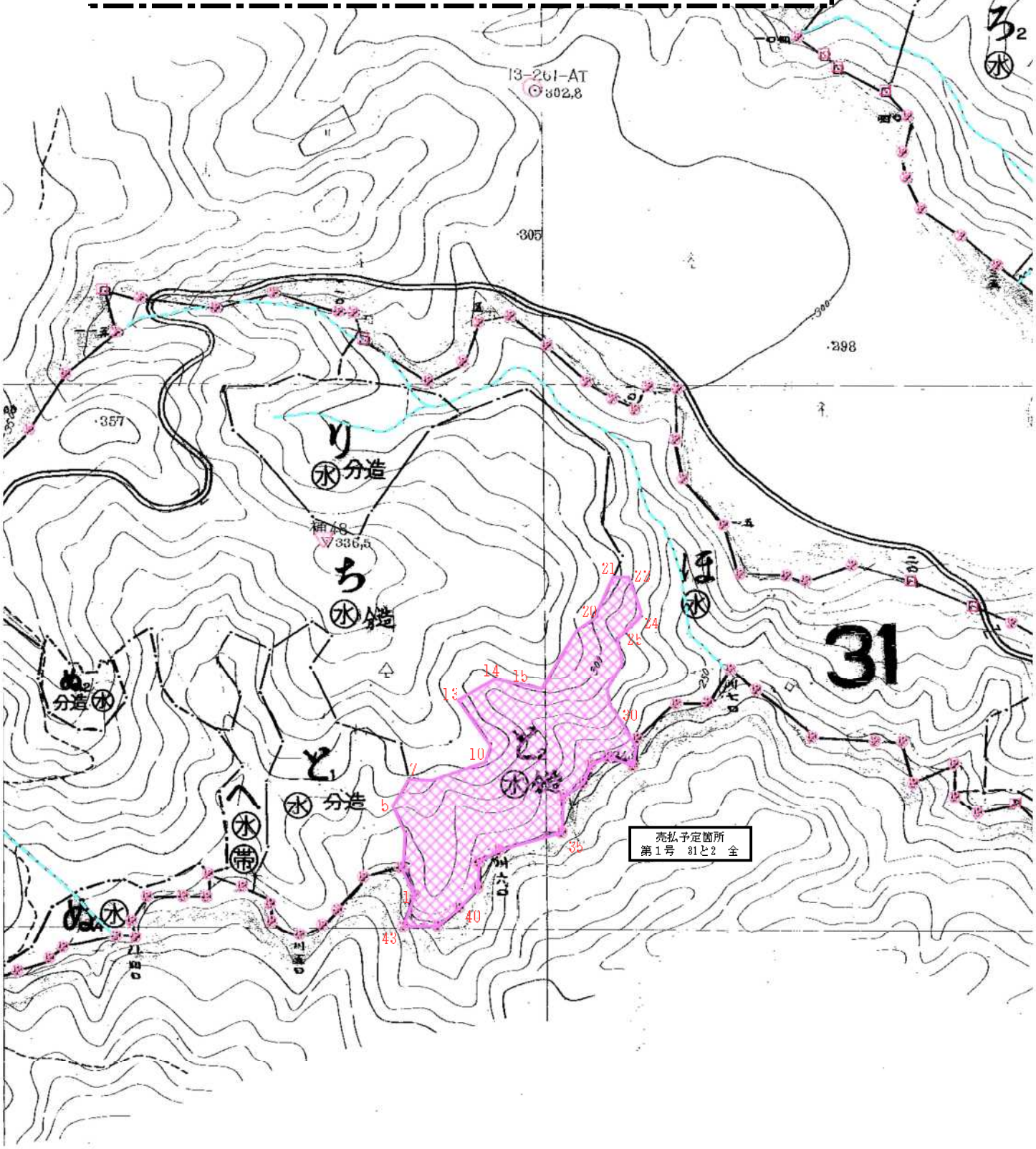

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2
物件所在地	高崎国有林
	32は1林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.17
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。

５．本売払い物件は、区域内に貸付地（水貸）があるので、工作物等を損傷しないよう十分に注意すること。

６．本売払い物件は、クマゲラ及びクマタカの生息が確認された箇所からクマゲラ１ｋｍ・クマタカ２ｋｍ以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。
　よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、８月～１１月に限定することを予めご承知おき下さい。
　伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		275	747	903	495	136	11	2,567	3,148.74	34	25
カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.40	38	28
スギ	生立木	低質材	61							61	1.94	8	9
N計			61	275	747	904	495	136	11	2,629	3,152.08		
サワグルミ	生立木	一般材			3	3	1		1	8	8.59	38	22
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.26	24	13
ウダイカンバ	生立木	一般材			1					1	0.39	24	19
ホオノキ	生立木	一般材			2		1			3	2.05	32	20
他Ｌ	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
他Ｌ	生立木	低質材	279	91	6	6	1			383	23.30	10	10
Ｌ計			279	91	13	10	3		1	397	35.29		
Ｎ・Ｌ計			340	366	760	914	498	136	12	3,026	3,187.37		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	3
物件所在地	高崎国有林
	32ろ2林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	1.92
林齢（年）	59
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	―
民地借用	―
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。

５．本売払い物件は、クマゲラ及びクマタカの生息が確認された箇所からクマゲラ１ｋｍ・クマタカ２ｋｍ以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。
　よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、８月～１１月に限定することを予めご承知おき下さい。
　伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		255	421	341	139	10		1,166	1,029.28	30	22
スギ	生立木	低質材	68							68	1.81	8	7
N計			68	255	421	341	139	10		1,234	1,031.09		
コナラ	生立木	一般材			1					1	0.34	24	17
サワグルミ	生立木	一般材			11	6	3			20	18.85	32	24
オニグルミ	生立木	一般材			5	3				8	4.98	30	19
ウダイカンバ	生立木	一般材					1			1	0.97	42	17
ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.25	22	15
ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	30	12
ニレ	生立木	一般材			1					1	0.43	24	21
他Ｌ	生立木	一般材			3	2				5	3.50	30	20
他Ｌ	生立木	低質材	286	161	8	4				459	32.28	10	11
Ｌ計			286	161	32	15	4			498	62.53		
Ｎ・Ｌ計			354	416	453	356	143	10		1,732	1,093.62		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	4
物件所在地	高崎国有林
	32は3林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	5.44
林齢（年）	49
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件は、クマゲラ及びクマタカの生息が確認された箇所からクマゲラ１ｋｍ・クマタカ２ｋｍ以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。
　よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、８月～１１月に限定することを予めご承知おき下さい。
　伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		3,649	2,379	445	30	1		6,504	2,140.16	20	16
アカマツ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	16
スギ	生立木	低質材	1,563							1,563	38.11	8	8
N計			1,563	3,649	2,380	445	30	1		8,068	2,178.73		
ブナ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17
ミズナラ	生立木	一般材			2					2	0.57	22	16
サワグルミ	生立木	一般材			2		1			3	1.93	30	21
ウダイカンバ	生立木	一般材			1					1	0.40	28	15
ドロノキ	生立木	一般材			2					2	0.58	24	15
ホオノキ	生立木	一般材			7	2				9	3.87	24	15
サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24	22	14
イタヤカエデ	生立木	一般材			1					1	0.31	28	12
カエデ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
他Ｌ	生立木	低質材	3,710	941	5					4,656	152.00	8	9
Ｌ計			3,710	941	25	2	1			4,679	161.26		
Ｎ・Ｌ計			5,273	4,590	2,405	447	31	1		12,747	2,339.99		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第２号	十和田市		
	高崎国有林	32は1	全
第３号		32ろ2	全
第４号		32は3	全

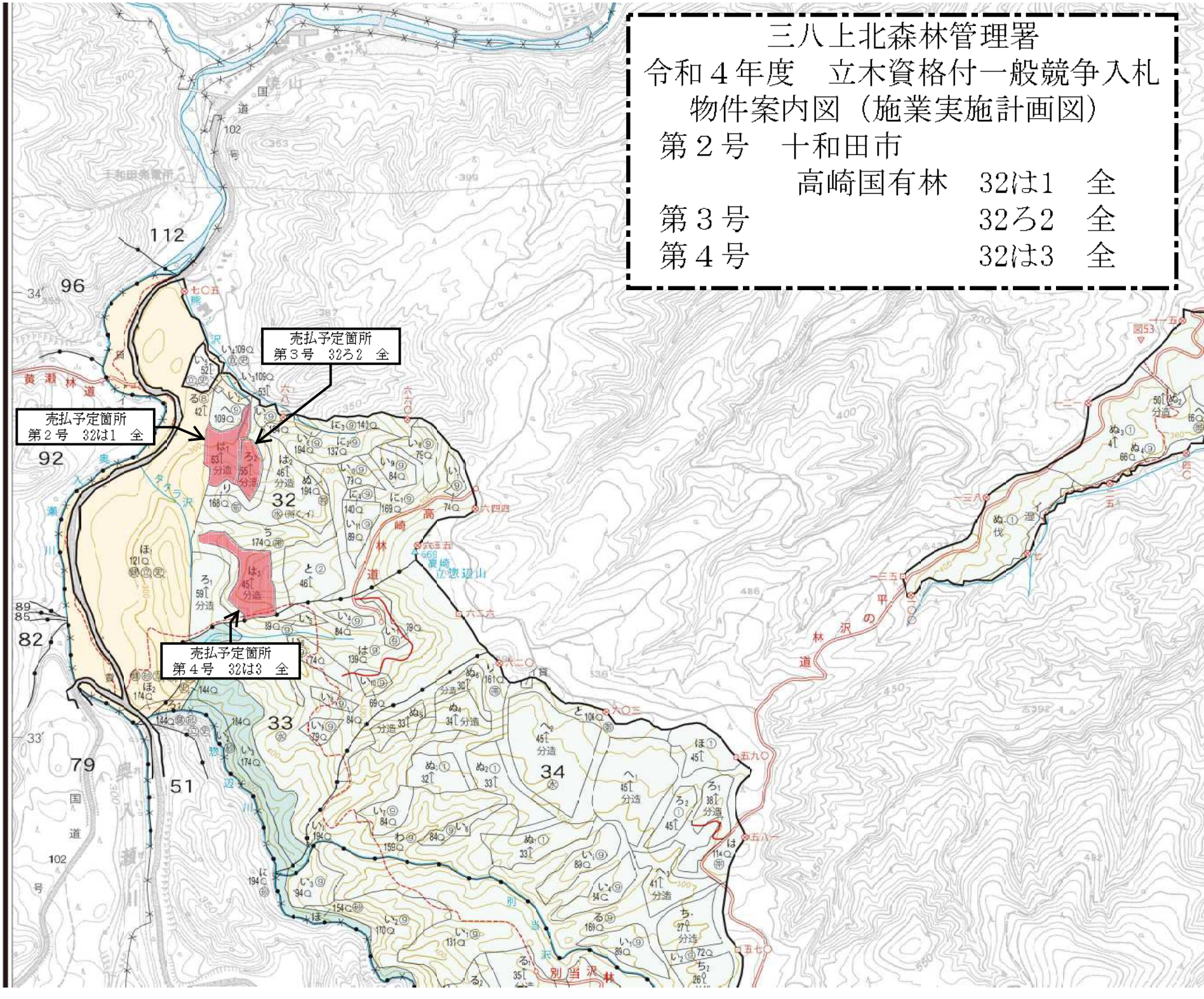

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

高崎国有林　32は1林小班　全　3.17ha
32ろ2林小班　全　1.92ha
32は3林小班　全　5.44ha

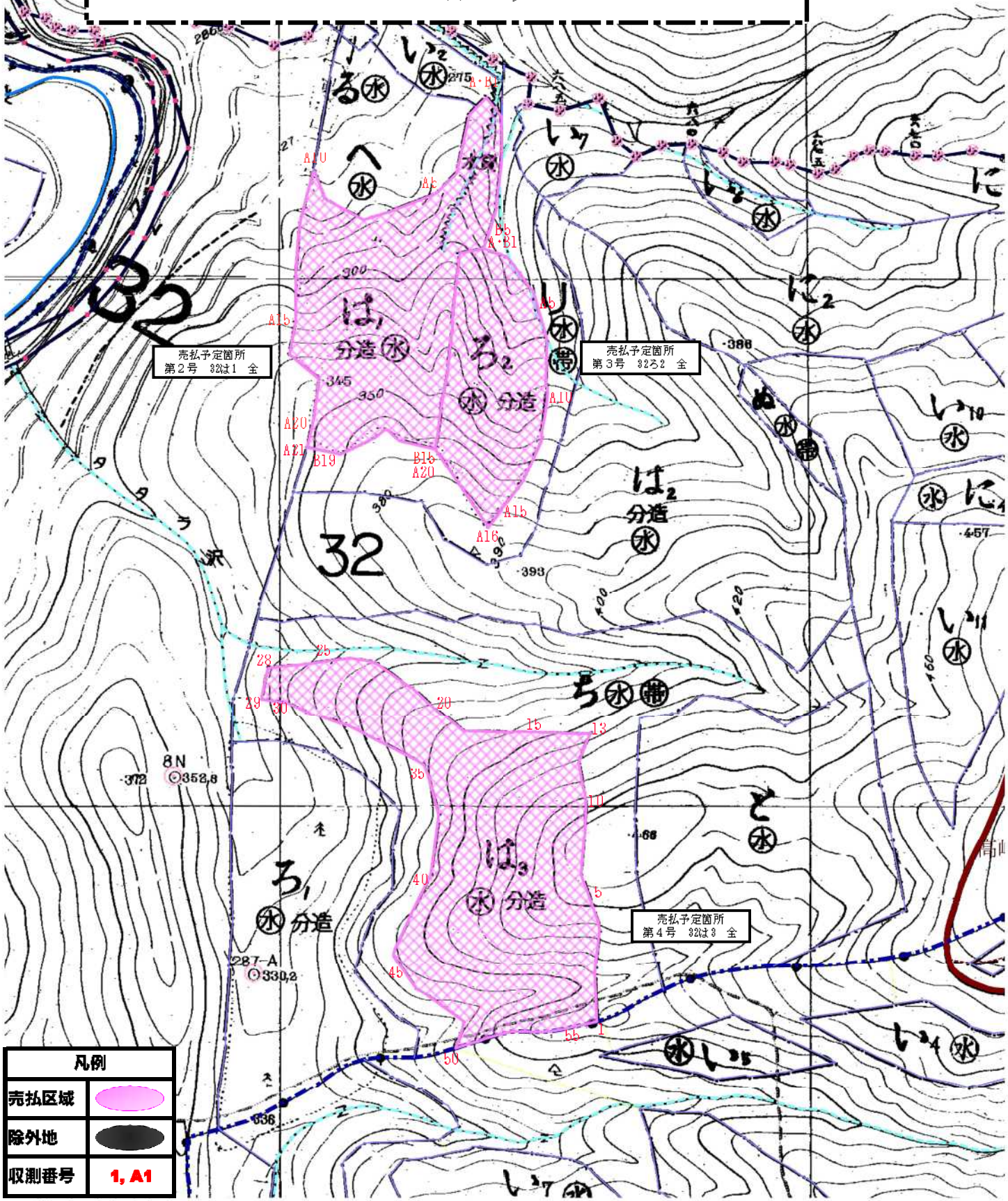

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	5
物件所在地	宇樽部国有林
	66れ林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	1.36
林齢（年）	68
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	特史跡・国特３
砂防指定	―
車両制限	―
民地借用	―
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件及びその周辺は、国立公園に指定されているのため、区域外の土場及び搬出路の作設、使用に際し、所定の手続が必要となります。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		221	327	367	152	13	1	1,081	1,040.35	32	23
スギ	生立木	低質材	57							57	3.12	8	7
N計			57	221	327	367	152	13	1	1,138	1,043.47		
サワグルミ	生立木	一般材			5	4	2			11	10.25	34	22
オニグルミ	生立木	一般材			9	12	6			27	28.98	34	21
ホオノキ	生立木	一般材			1	1				2	1.98	28	20
アサダ	生立木	一般材			2					2	1.39	28	24
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.35	22	20
他Ｌ	生立木	低質材	70	89	5	4				168	22.72	14	11
Ｌ計			70	89	23	21	8			211	65.67		
N・Ｌ計			127	310	350	388	160	13	1	1,349	1,109.14		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第５号　十和田市

宇樽部国有林　66れ　全

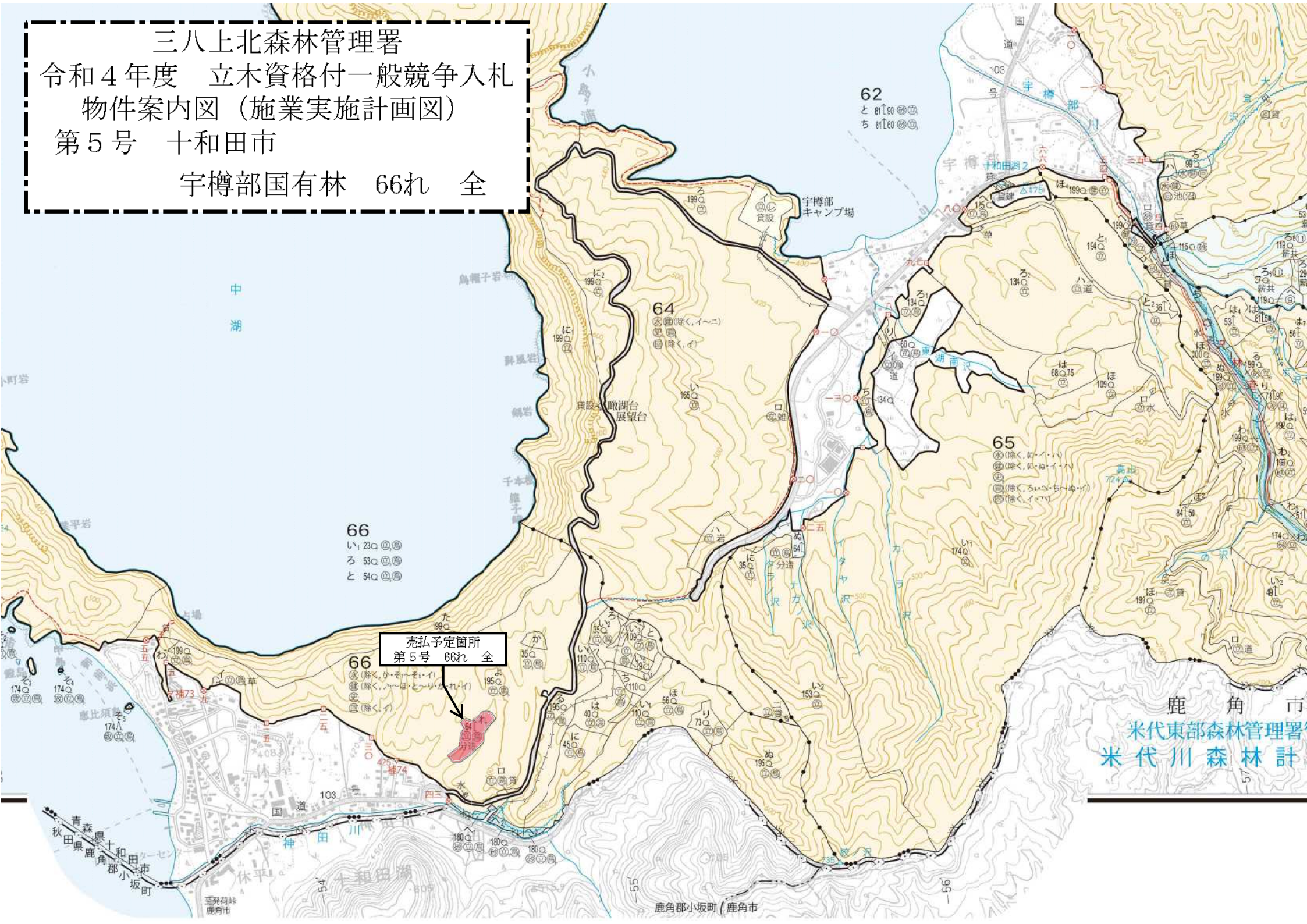

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

宇樽部国有林　66れ林小班　全　1.36ha

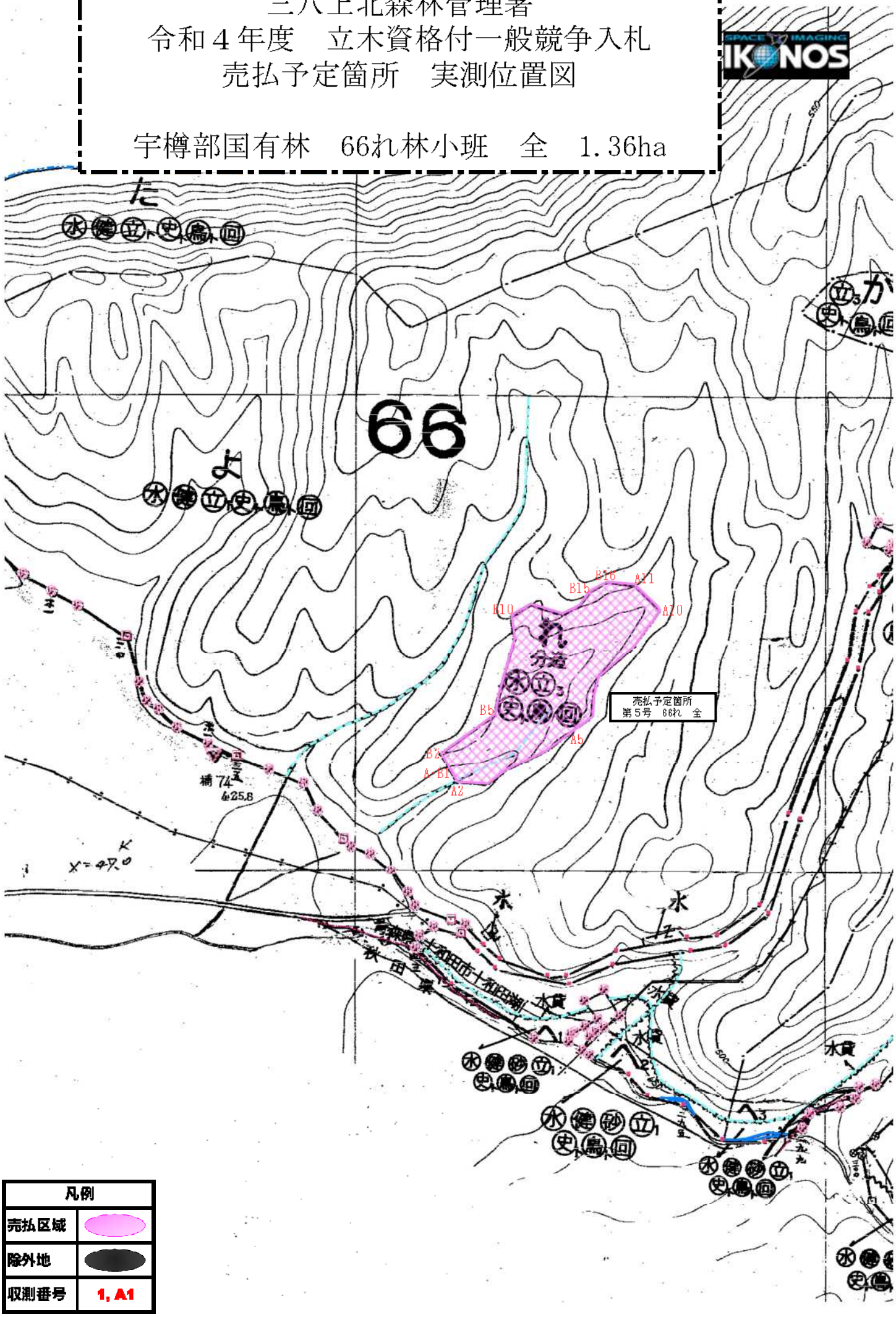

凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	6（合算）
物件所在地	深持山国有林 142い7（1伐区）林小班外1
調査方法	標準地・直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	19.25
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	○
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。
　また、民有地に損害を与えてはならない。

５．本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		9,440	7,721	2,655	605	87	4	20,512	10,528.94		
カラマツ	生立木	一般材		310	454	75	1			840	404.94		
アカマツ	生立木	一般材		828	760	406	166	25	3	2,188	1,223.46		
スギ	生立木	低質材	3,970							3,970	107.13		
カラマツＮＡ	生立木	低質材		7	1					8	1.73		
アカマツＮＡ	生立木	低質材	20	327	49	12	4	2		414	86.23		
Ｎ計			3,990	10,912	8,985	3,148	776	114	7	27,932	12,352.43		
ブナ	生立木	一般材			2	1				3	1.41		
クリ	生立木	一般材			103	17				120	59.69		
ミズナラ	生立木	一般材			57	4				61	26.59		
コナラ	生立木	一般材			86	6	2			94	42.20		
サワグルミ	生立木	一般材			14	17	7	3		41	39.38		
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.53		
ホオノキ	生立木	一般材			14	6				20	10.44		
トチノキ	生立木	一般材				1				1	0.82		
サクラ	生立木	一般材			5	2				7	3.44		
イタヤカエデ	生立木	一般材			12					12	4.83		
シナノキ	生立木	一般材			6	1				7	3.60		
センノキ	生立木	一般材			2					2	1.33		
ヤチダモ	生立木	一般材			1	1				2	0.93		
他Ｌ	生立木	一般材			25					25	10.80		
他Ｌ	生立木	低質材	3,311	2,431	156	5		1		5,904	470.57		
Ｌ計			3,311	2,431	484	61	9	4		6,300	676.56		
Ｎ・Ｌ計			7,301	13,343	9,469	3,209	785	118	7	34,232	13,028.99		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	6-1
物件所在地	深持山国有林
	142い7 1伐区
調査方法	標準地
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	18.33
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		9,212	7,436	2,486	550	77	3	19,764	9,963.82	24	18
カラマツ	生立木	一般材		310	454	75	1			840	404.94	22	18
アカマツ	生立木	一般材		828	760	406	166	25	3	2,188	1,223.46	26	18
スギ	生立木	低質材	3,939							3,939	106.23	8	8
カラマツＮＡ	生立木	低質材		7	1					8	1.73	18	17
アカマツＮＡ	生立木	低質材	20	327	49	12	4	2		414	86.23	16	15
Ｎ計			3,959	10,684	8,700	2,979	721	104	6	27,153	11,786.41		
ブナ	生立木	一般材			2	1				3	1.41	28	20
クリ	生立木	一般材			103	16				119	58.99	26	20
ミズナラ	生立木	一般材			54	4				58	25.18	24	19
コナラ	生立木	一般材			86	6	2			94	42.20	26	19
サワグルミ	生立木	一般材			5	4	3	3		15	15.97	40	23
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.53	30	21
ホオノキ	生立木	一般材			13	6				19	10.11	26	20
サクラ	生立木	一般材			5	2				7	3.44	26	20
イタヤカエデ	生立木	一般材			12					12	4.83	22	19
シナノキ	生立木	一般材			6	1				7	3.60	26	20
センノキ	生立木	一般材			2					2	1.33	28	20
ヤチダモ	生立木	一般材			1	1				2	0.93	28	20
他Ｌ	生立木	一般材			25					25	10.80	24	19
他Ｌ	生立木	低質材	3,271	2,363	133	3		1		5,771	449.06	12	12
Ｌ計			3,271	2,363	448	44	5	4		6,135	628.38		
Ｎ・Ｌ計			7,230	13,047	9,148	3,023	726	108	6	33,288	12,414.79		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	6-2
物件所在地	深持山国有林
	142い8林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	0.92
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	○
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	計 材積(m3)	平均 径級(cm)	平均 樹高(m)
スギ	生立木	一般材		228	285	169	55	10	1	748	565.12	28	
スギ	生立木	低質材	31							31	0.90	8	
N計			31	228	285	169	55	10	1	779	566.02		
クリ	生立木	一般材				1				1	0.70	32	20
ミズナラ	生立木	一般材			3					3	1.41	26	20
サワグルミ	生立木	一般材			9	13	4			26	23.41	34	22
ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.33	22	19
トチノキ	生立木	一般材				1				1	0.82	36	19
他Ｌ	生立木	低質材	40	68	23	2				133	21.51	16	14
Ｌ計			40	68	36	17	4			165	48.18		
Ｎ・Ｌ計			71	296	321	186	59	10	1	944	614.20		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第６号　十和田市
深持山国有林　142い7 1伐区　内
142い8　全

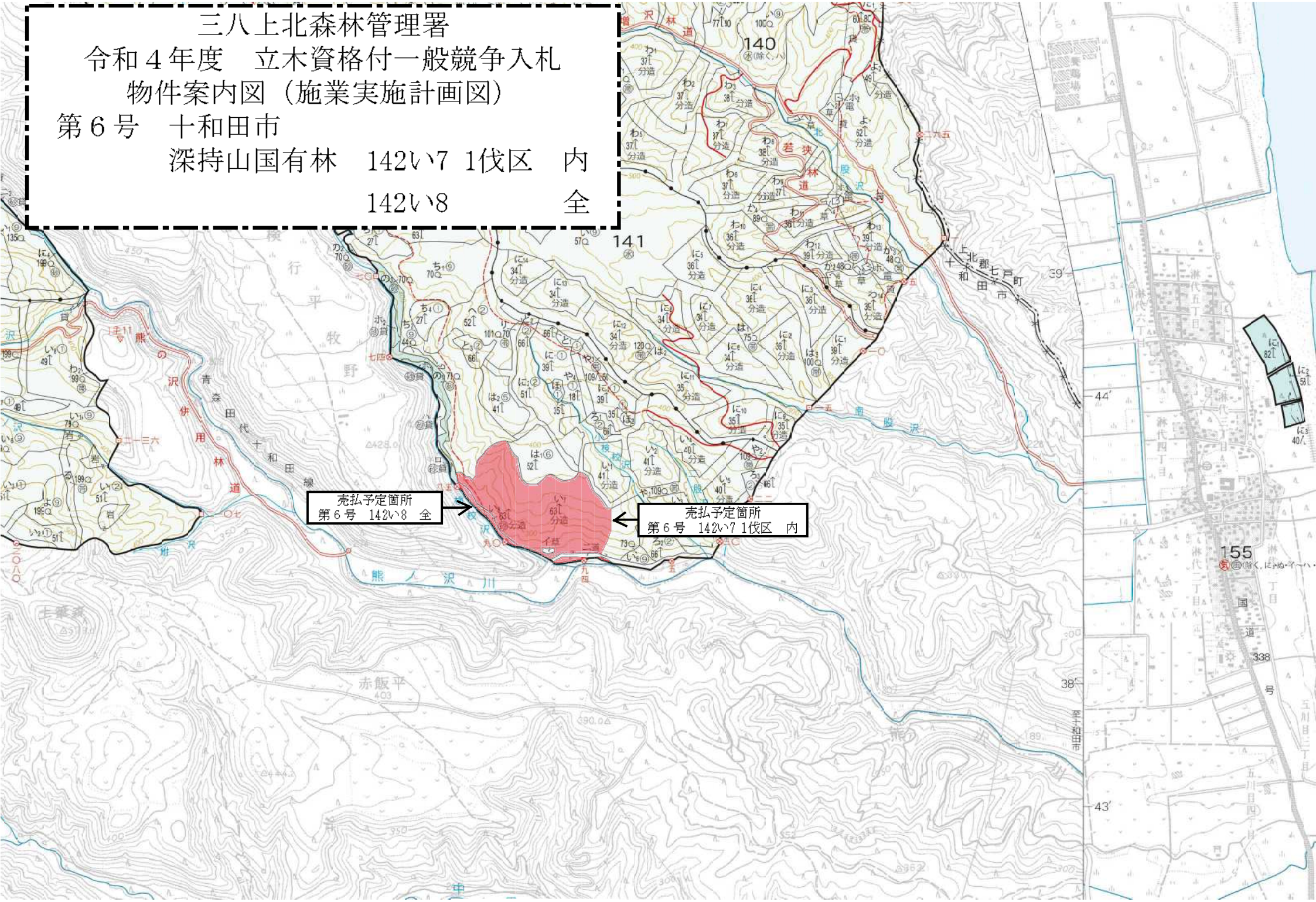

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

深持山国有林　142い7 1伐区　内　18.33ha
142い8林小班　全　0.92ha

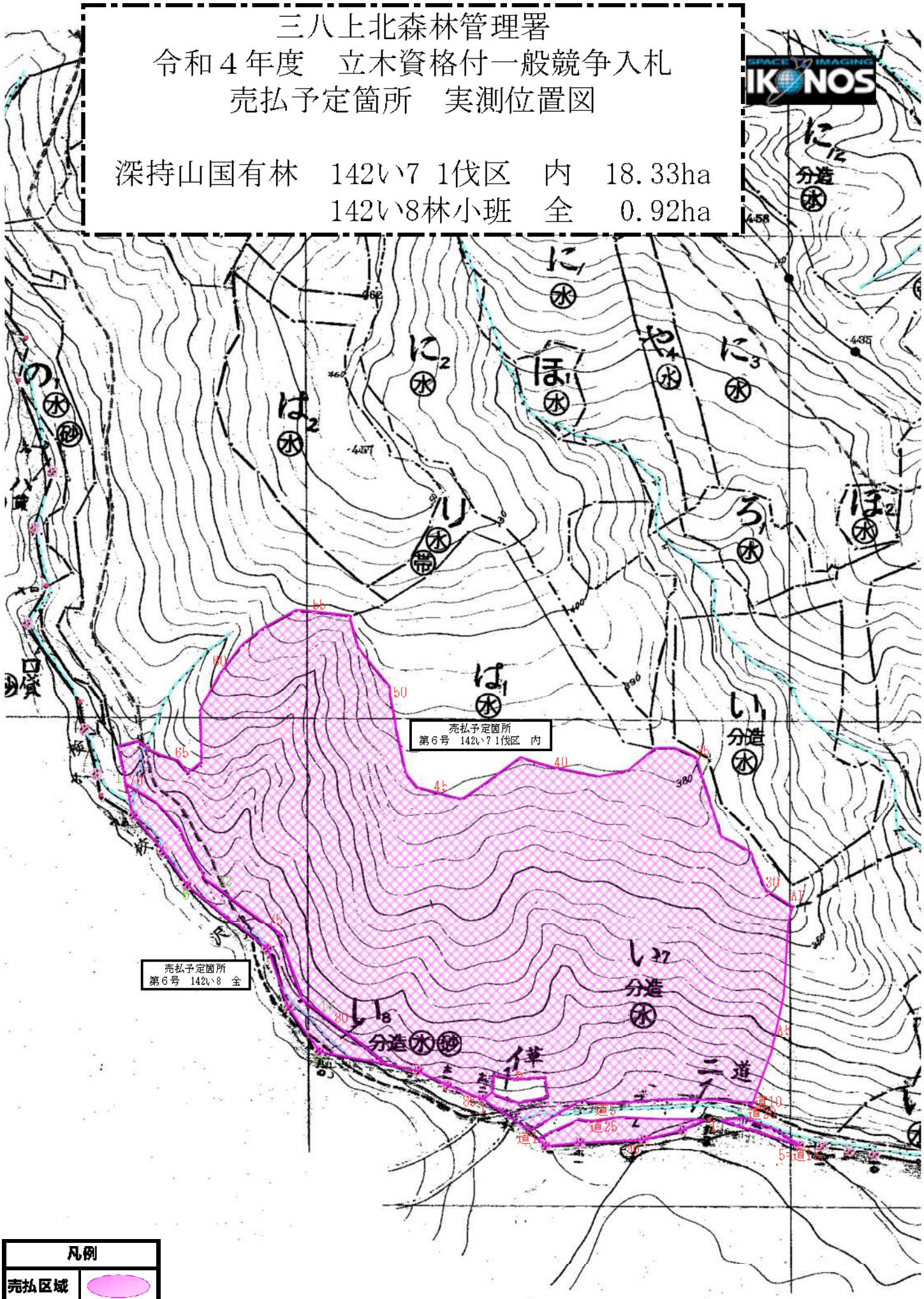

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	10（合算）
物件所在地	南来満山国有林 529り1林小班外
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	11.33
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	○
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。

５．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		378	846	1,191	579	77	3	3,074	3,491.72		
カラマツ	生立木	一般材		764	1,224	167	8			2,163	892.47		
スギ	生立木	低質材	129	4	1					134	5.18		
カラマツＮＡ	生立木	低質材	2	205	28					235	43.74		
Ｎ計			131	1,351	2,099	1,358	587	77	3	5,606	4,433.11		
ブナ	生立木	一般材			26	16	4			46	32.82		
ミズナラ	生立木	一般材			11	5				16	8.87		
サワグルミ	生立木	一般材			3	20	19	2		44	68.49		
オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86		
ウダイカンバ	生立木	一般材			6	16	2			24	20.33		
カツラ	生立木	一般材			1					1	0.68		
ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55		
キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62		
イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55		
トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25		
シナノキ	生立木	一般材			9	7	1			17	10.94		
センノキ	生立木	一般材			2	3	1			6	5.91		
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.57		
他Ｌ	生立木	低質材	1,354	1,655	570	125	27	3	2	3,736	599.48		
Ｌ計			1,354	1,655	653	232	60	5	3	3,962	808.92		
Ｎ・Ｌ計			1,485	3,006	2,752	1,590	647	82	6	9,568	5,242.03		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	10-1
物件所在地	南来満山国有林
	529り1林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	6.80
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		364	754	973	461	56	2	2,610	2,862.53	32	24
カラマツ	生立木	一般材		26	88	65	8			187	132.09	28	21
スギ	生立木	低質材	127	2	1					130	5.03	8	10
カラマツＮＡ	生立木	低質材		21	11					32	10.00	20	18
Ｎ計			127	413	854	1,038	469	56	2	2,959	3,009.65		
ブナ	生立木	一般材			8	11	4			23	22.15	34	23
ミズナラ	生立木	一般材			9	4				13	7.12	28	20
サワグルミ	生立木	一般材			2	9	6	1		18	22.20	38	23
オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86	38	20
ウダイカンバ	生立木	一般材			4	16	2			22	19.37	34	20
カツラ	生立木	一般材				1				1	0.68	30	22
ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55	32	21
キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55	26	20
トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25	52	20
シナノキ	生立木	一般材			9	5				14	8.25	28	20
センノキ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.33	36	23
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
他Ｌ	生立木	低質材	473	804	463	92	16	3	1	1,852	417.60	18	13
Ｌ計			473	804	521	181	35	4	2	2,020	564.10		
Ｎ・Ｌ計			600	1,217	1,375	1,219	504	60	4	4,979	3,573.75		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	10-2
物件所在地	南来満山国有林
	529り2林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.09
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
カラマツ	生立木	一般材		738	1,136	102				1,976	760.38	22	18
カラマツＮＡ	生立木	低質材	2	184	17					203	33.74	16	15
Ｎ計			2	922	1,153	102				2,179	794.12		
ブナ	生立木	一般材			14	2				16	6.92	26	17
ミズナラ	生立木	一般材			2	1				3	1.75	32	16
ウダイカンバ	生立木	一般材			2					2	0.96	28	18
シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
センノキ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19
他Ｌ	生立木	低質材	817	774	60	4				1,655	109.49	12	9
Ｌ計			817	774	79	8				1,678	120.40		
Ｎ・Ｌ計			819	1,696	1,232	110				3,857	914.52		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	10-3
物件所在地	南来満山国有林
	529ぬ林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	1.44
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	○
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		14	92	218	118	21	1	464	629.19	36	25
スギ	生立木	低質材	2	2						4	0.15	12	5
N計			2	16	92	218	118	21	1	468	629.34		
ブナ	生立木	一般材			4	3				7	3.75	30	17
サワグルミ	生立木	一般材			1	11	13	1		26	46.29	42	29
シナノキ	生立木	一般材				1	1			2	1.99	38	19
他Ｌ	生立木	低質材	64	77	47	29	11		1	229	72.39	22	12
Ｌ計			64	77	52	44	25	1	1	264	124.42		
Ｎ・Ｌ計			66	93	144	262	143	22	2	732	753.76		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第10号　田子町
南来満山国有林　529り１　全
529り２　全
529ぬ　全

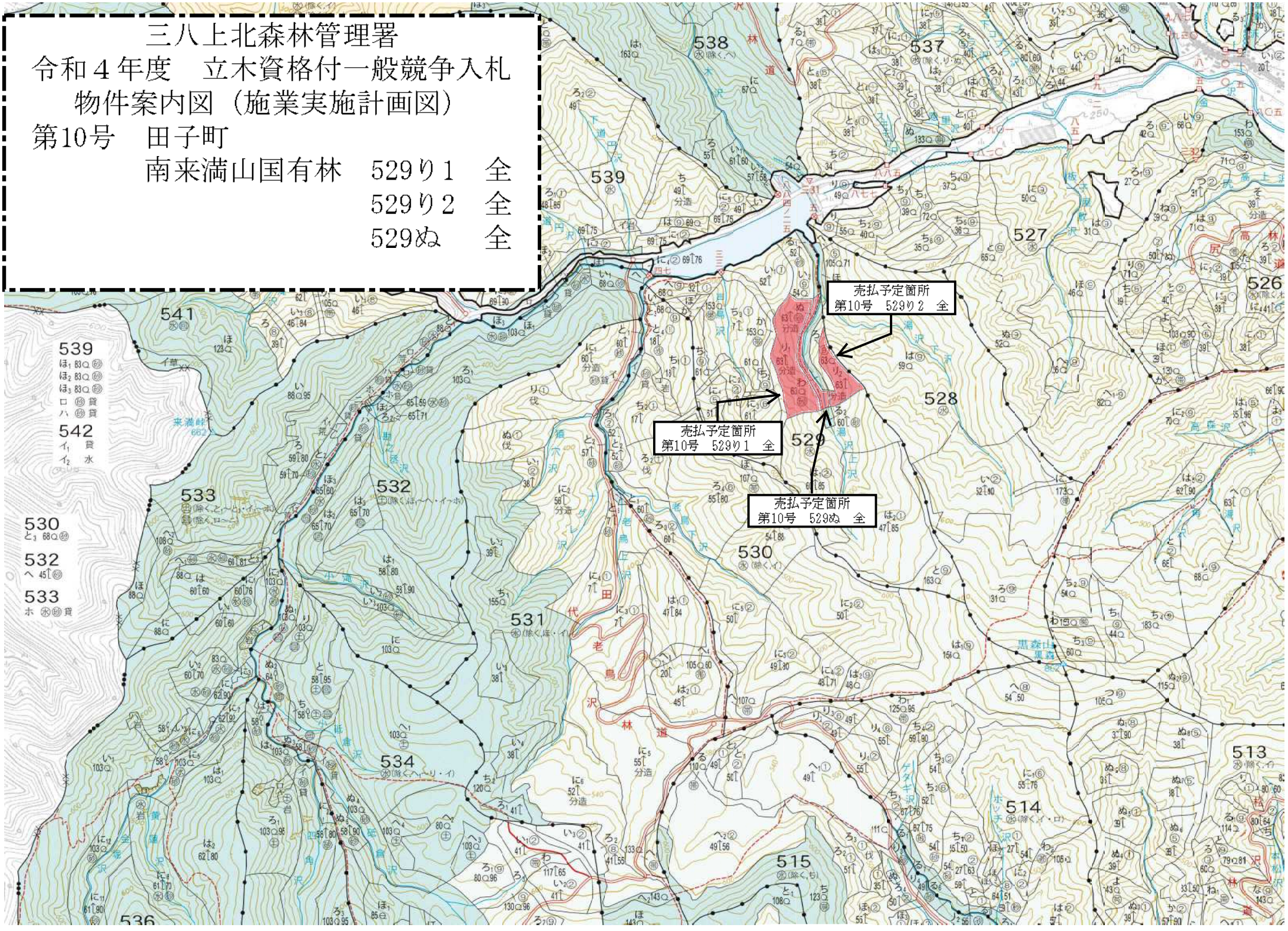

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

南来満山国有林	529り1林小班	全	6.80ha
	529り2林小班	全	3.09ha
	529ぬ林小班	全	1.44ha

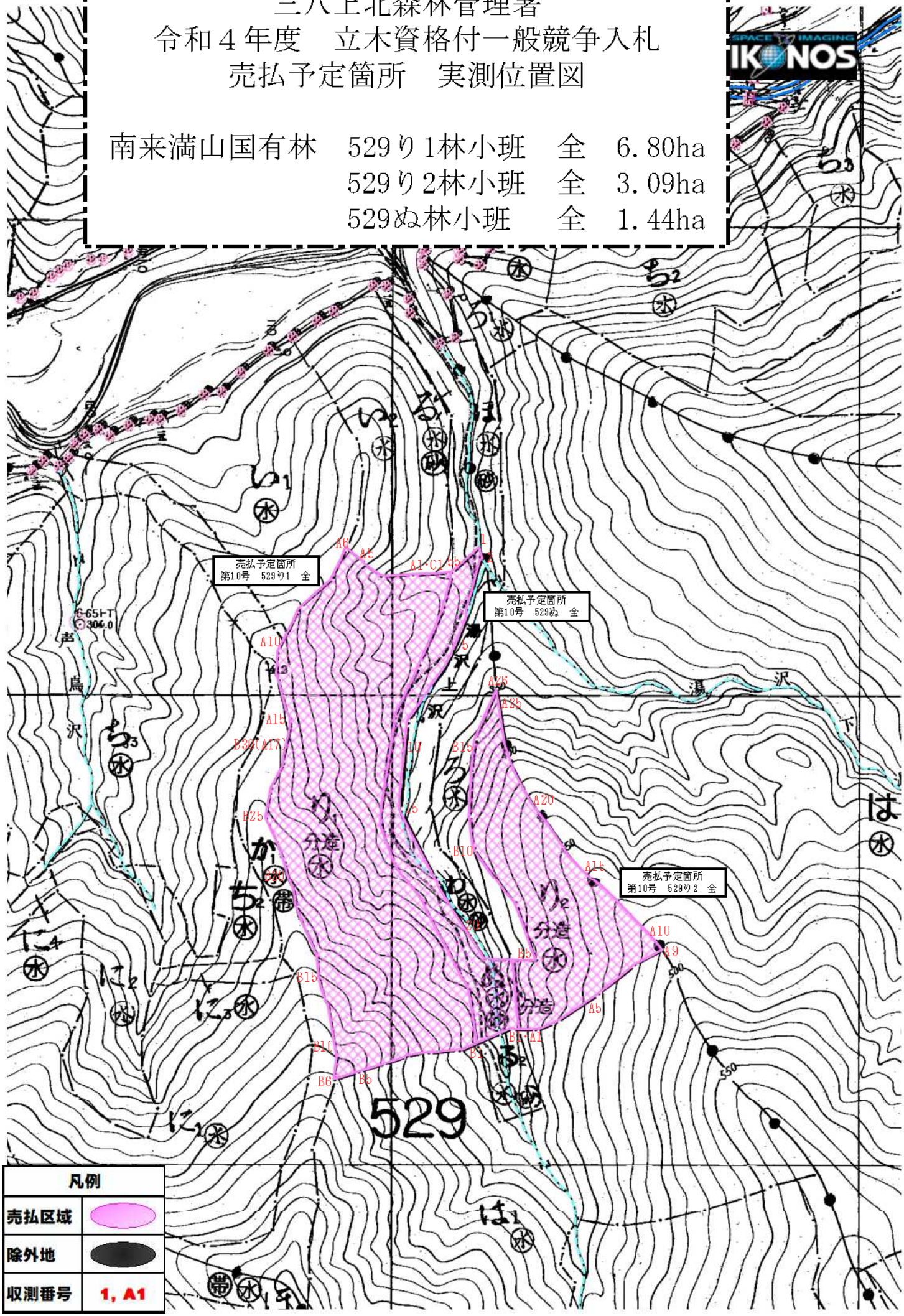

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	11
物件所在地	遠瀬深山国有林
	502る1林小班
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	9.34
林齢（年）	67
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から２ｋｍ以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。
　よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、８月～１２月に限定されることを予めご承知おき下さい。
　伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	計 材積(m3)	平均 径級(cm)	平均 樹高(m)
スギ	生立木	一般材		526	340	190	56	11	1	1,124	612.35	24	18
ヒバ	生立木	一般材		12	2	2				16	3.42	20	11
カラマツ	生立木	一般材		149	376	193	14	2		734	487.23	28	22
アカマツ	生立木	一般材			1	5				6	6.12	32	24
スギ	生立木	低質材	139	4						143	3.49	8	6
ヒバＮＡ	生立木	低質材	43	78	9					130	10.58	12	9
カラマツＮＡ	生立木	低質材	1	53	36	2	1			93	32.85	20	20
アカマツＮＡ	生立木	低質材			1	4				5	4.21	32	22
Ｎ計			183	822	765	396	71	13	1	2,251	1,160.25		
ブナ	生立木	一般材			45	37	5			87	60.72	30	21
クリ	生立木	一般材			1	1				2	1.40	30	21
ミズナラ	生立木	一般材			155	57	5			217	121.73	28	20
サワグルミ	生立木	一般材			15	21	14	5		55	65.59	38	23
ウダイカンバ	生立木	一般材			88	48	5			141	89.27	30	20
ドロノキ	生立木	一般材			2	2	1			5	3.62	32	20
カツラ	生立木	一般材			4	5		1		10	8.14	34	20
ホオノキ	生立木	一般材			124	90	6			220	146.19	30	20
サクラ	生立木	一般材			30	8	1			39	20.11	28	19
イタヤカエデ	生立木	一般材			11	4				15	7.53	28	19
トチノキ	生立木	一般材			11	12				23	15.57	30	20
シナノキ	生立木	一般材			7	11	2			20	16.22	34	20
アサダ	生立木	一般材				1				1	0.91	36	21
センノキ	生立木	一般材			8	3	1	1	1	14	11.77	34	20
ニレ	生立木	一般材				1				1	1.86	50	23
他Ｌ	生立木	一般材			33	12	3		1	49	32.13	30	20
他Ｌ	生立木	低質材	2,395	3,180	767	51	3	5		6,401	854.68	14	13
Ｌ計			2,395	3,180	1,301	364	46	12	2	7,300	1,457.44		
Ｎ・Ｌ計			2,578	4,002	2,066	760	117	25	3	9,551	2,617.69		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第11号　田子町
遠瀬深山国有林　502る1　全

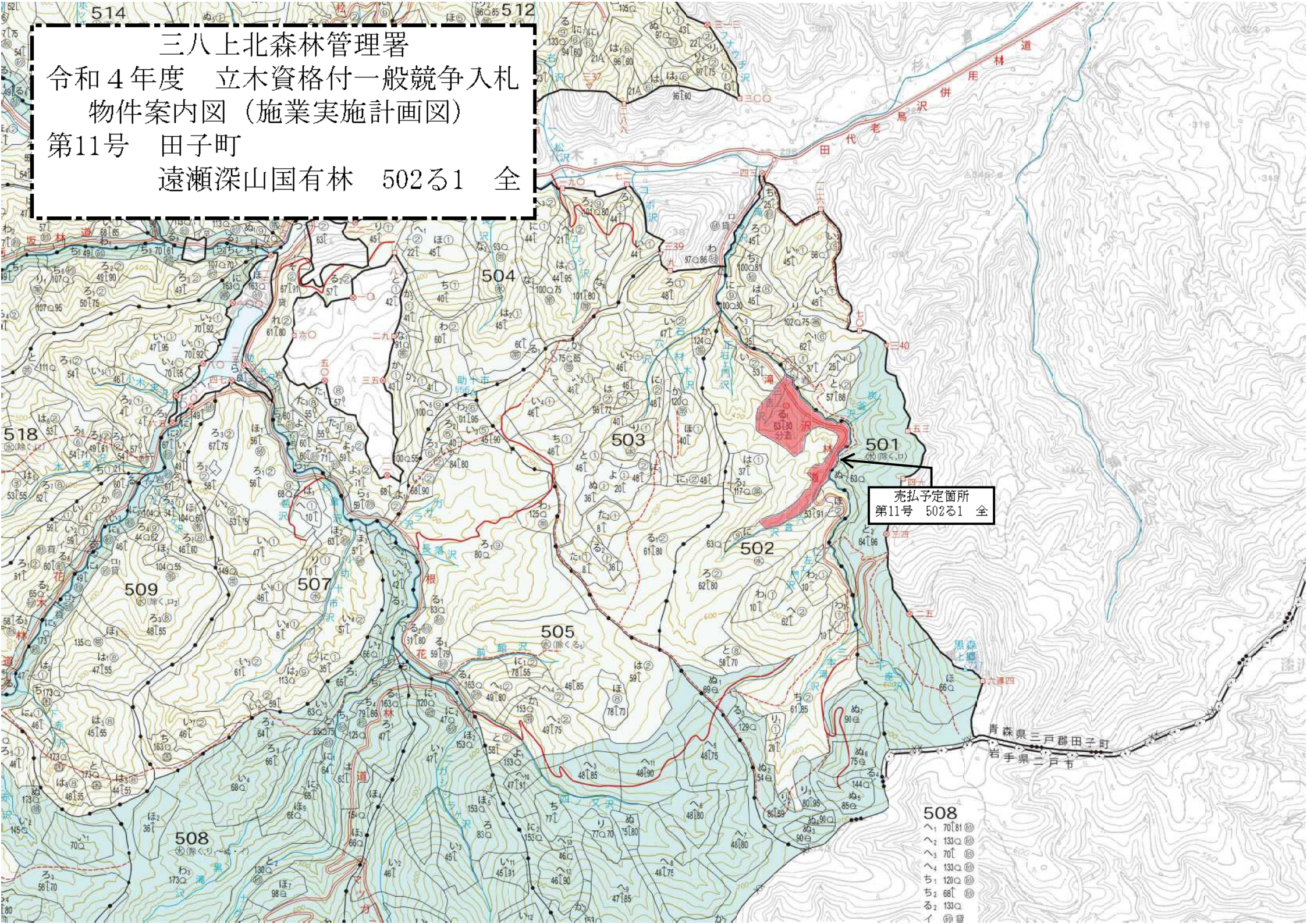

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

遠瀬深山国有林　502る1林小班　全　9.34ha

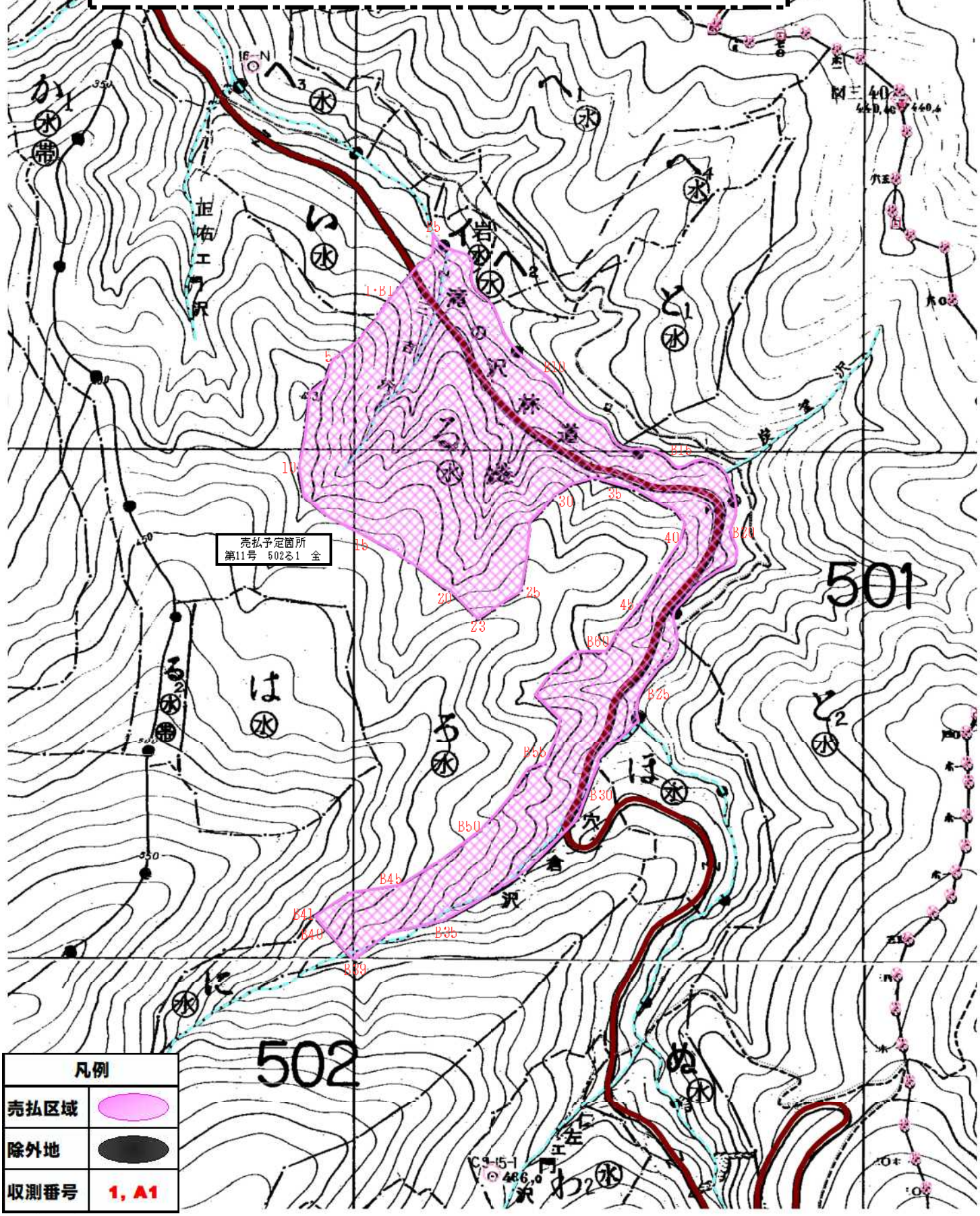

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	12
物件所在地	泊山国有林
	2043ほ
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	2.63
林齢（年）	45
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。

４．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。
　また、民有地に損害を与えてはならない。

５．搬出等に際して民有地を使用するため、民有地に係る立木や道等を損傷してはならない。
　また、民有地の使用後は末木枝条等を片付けて、使用する前の状態にして返地するものとする。
　民有地等の使用料は、買受人が支払うものとする。

６．伐採木の運材について、民有共用道路を通行する必要がある。アスファルト舗装区間、砂利区間、共に損傷防止に務めること。なお、損傷させた場合は復旧すること。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		1,161	737	120	6			2,024	673.49	20	16
スギ	生立木	低質材	914							914	26.85	8	8
アカマツ	生立木	一般材		3	1	1				5	1.80	22	17
アカマツＮＡ	生立木	低質材	9	2						11	0.51	10	9
Ｎ計			923	1,166	738	121	6	0	0	2,954	702.65		
クリ	生立木	一般材			9	1				10	3.79	26	16
ミズナラ	生立木	一般材			3					3	0.84	22	15
サワグルミ	生立木	一般材						1		1	2.16	56	22
ホオノキ	生立木	一般材			20	1				21	7.72	24	17
イタヤカエデ	生立木	一般材			2					2	0.51	24	12
シナノキ	生立木	一般材			4					4	1.35	24	17
センノキ	生立木	一般材			2					2	0.54	22	16
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.52	26	22
他Ｌ	生立木	低質材	3,241	1,155	17					4,413	157.22	10	8
Ｌ計			3,241	1,155	58	2	0	1	0	4,457	174.65		
Ｎ・Ｌ計			4,164	2,321	796	123	6	1	0	7,411	877.30		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第１２号　六ヶ所村
泊山国有林　2043ほ　全

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

泊山国有林　2043ほ林小班　全　2.63ha

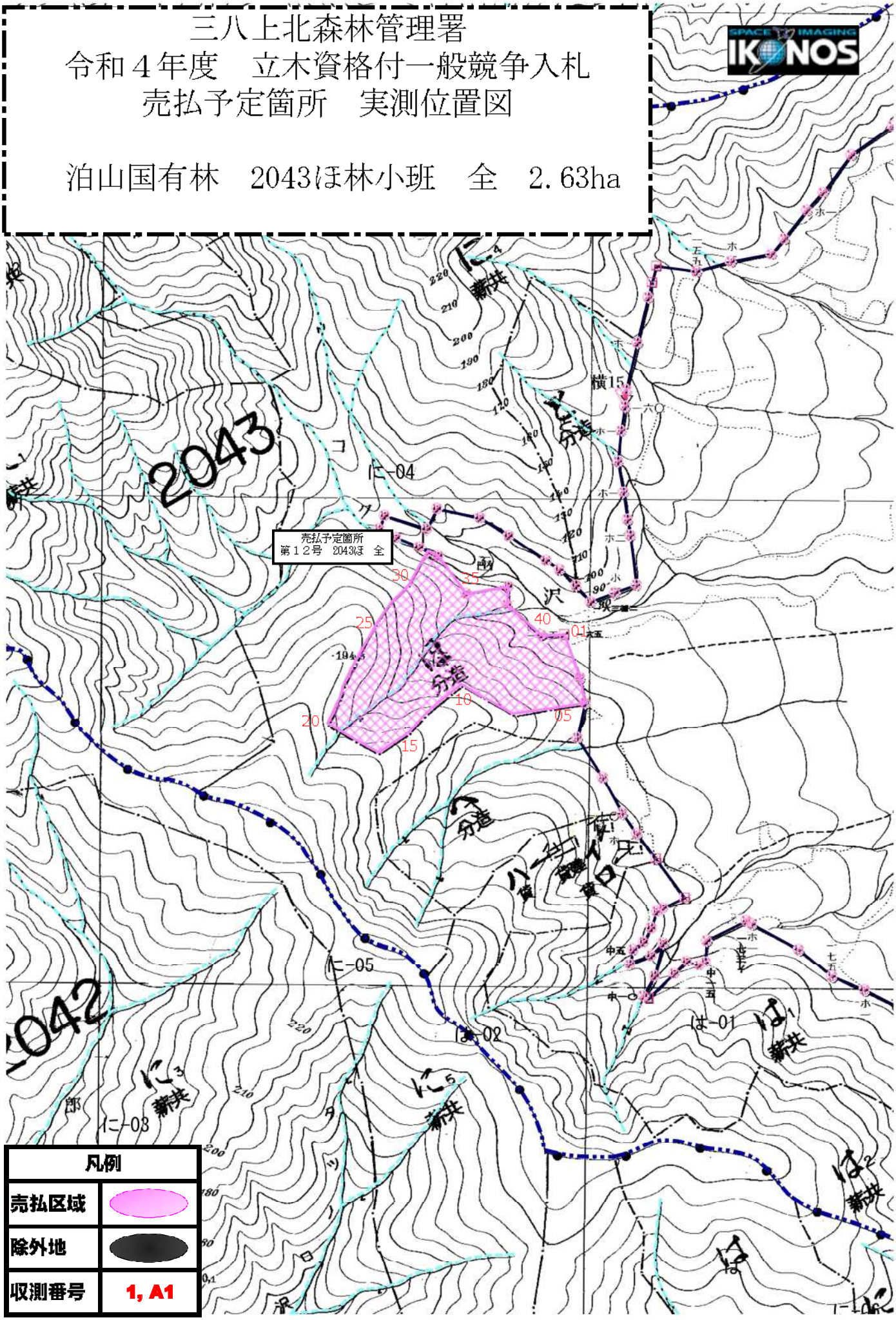

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	13
物件所在地	尾駮第一国有林
	2202に1
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	0.99
林齢（年）	70
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。

４．搬出予定地の二又林道はR4～R6年度に改良工事が予定されているため、作業実施前に署及び業者と調整を行うこと。
　また、伐採搬出作業に際し、林道改良路線調査設計において打設したセンター杭等を損傷しないこと。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		243	329	365	101	14	2	1,054	990.15	30	24
スギ	生立木	低質材	203							203	6.90	8	11
アカマツ	生立木	一般材		4	18	2	1			25	14.57	26	21
クロマツ	生立木	一般材		3	4	1				8	4.61	24	24
アカマツＮＡ	生立木	低質材		1	2					3	1.40	22	22
Ｎ計			203	251	353	368	102	14	2	1,293	1,017.63		
クリ	生立木	一般材			2					2	1.19	26	23
ドロノキ	生立木	一般材			5	2				7	4.27	28	20
ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.72	30	23
他Ｌ	生立木	低質材	28	51	28	4	2			113	21.15	18	12
Ｌ計			28	51	36	6	2			123	27.33		
Ｎ・Ｌ計			231	302	389	374	104	14	2	1,416	1,044.96		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第１３号　六ヶ所村
尾駮第一国有林　　2202に1　全

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

尾駮第一国有林　2202に1林小班　全　0.99ha

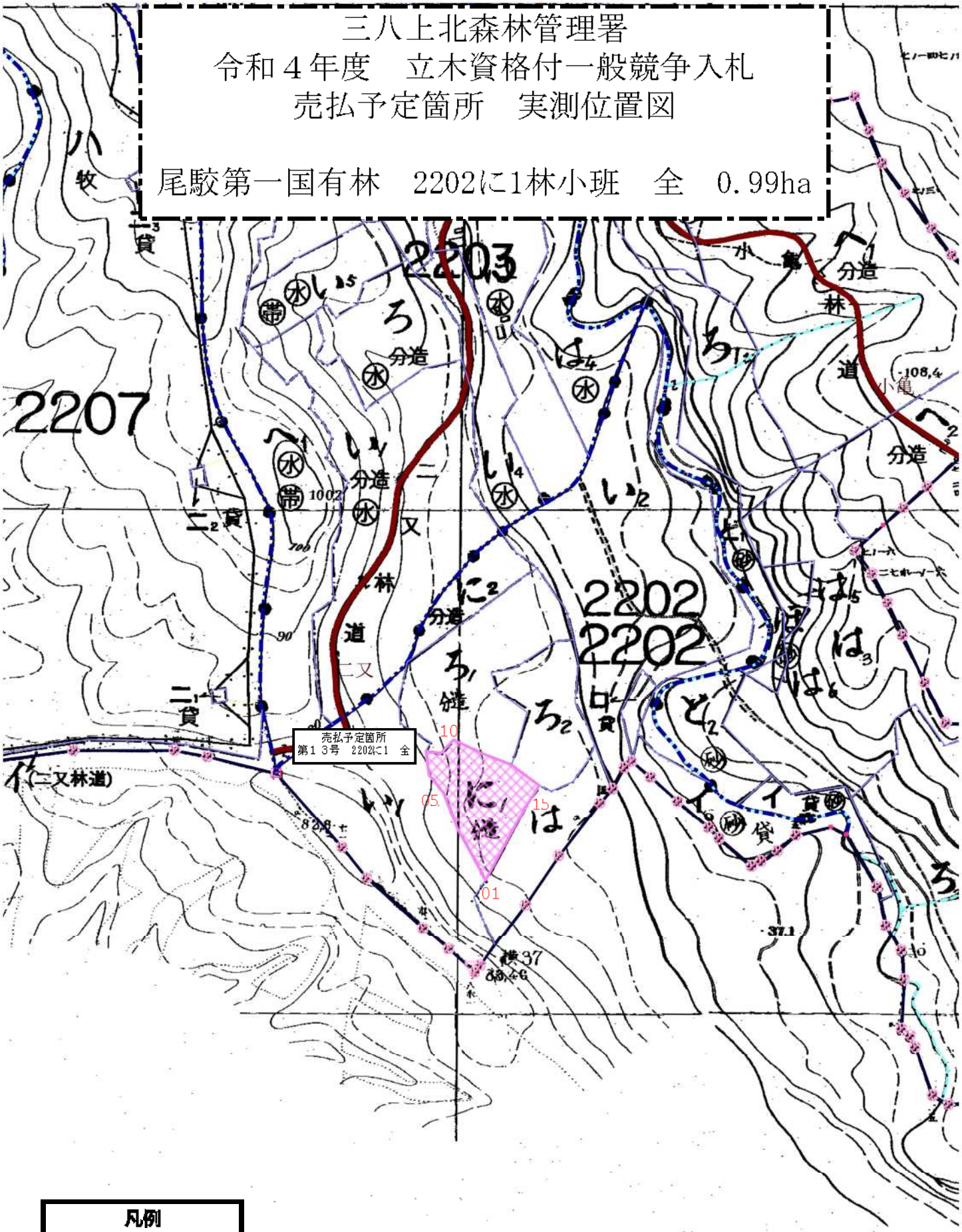

凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	18
物件所在地	棚沢山国有林
	2023へ
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	2.70
林齢（年）	68
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．搬出の際には砕石専用道路を使用するので、事前に土石採取事業者と調整すること。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材	66	371	217	120	60	15	3	852	418.92	26	16
スギ	生立木	低質材	18	20	1					39	2.38	12	9
ヒバＮＡ	生立木	低質材	1	2						3	0.48	16	13
アカマツＮＡ	生立木	低質材			1					1	0.38	24	17
Ｎ計			85	393	219	120	60	15	3	895	422.16		
ミズナラ	生立木	一般材			89	20	4	2		115	62.21	28	18
サワグルミ	生立木	一般材			2	1				3	1.91	30	18
ダケカンバ	生立木	一般材			2	1	1			4	3.42	34	20
ホオノキ	生立木	一般材			94	43	1			138	78.40	28	18
イタヤカエデ	生立木	一般材			20	8	2			30	18.41	30	18
トチノキ	生立木	一般材			40	21	1			62	36.28	30	18
シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17
センノキ	生立木	一般材				1				1	1.11	40	21
シウリザクラ	生立木	一般材			24	12	2			38	24.12	30	19
他Ｌ	生立木	一般材			43	11	1			55	27.92	28	18
ブナ	生立木	低質材	1	3	1					5	0.59	14	10
ミズナラ	生立木	低質材	27	251	41			1		320	42.70	16	12
サワグルミ	生立木	低質材			1					1	0.27	22	16
ホオノキ	生立木	低質材	18	161	47					226	32.40	16	12
イタヤカエデ	生立木	低質材	22	82	10					114	11.59	14	10
トチノキ	生立木	低質材	3	49	9					61	7.97	16	11
シナノキ	生立木	低質材			1					1	0.27	22	16
センノキ	生立木	低質材			3					3	0.81	22	16
シウリザクラ	生立木	低質材	4	43	10					57	7.81	16	12
他Ｌ	生立木	低質材	87	203	16					306	27.20	14	10
Ｌ計			162	792	454	118	12	3		1,541	385.79		
Ｎ・Ｌ計			247	1,185	673	238	72	18	3	2,436	807.95		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第１８号　六ヶ所村
棚沢山国有林　2023へ　全

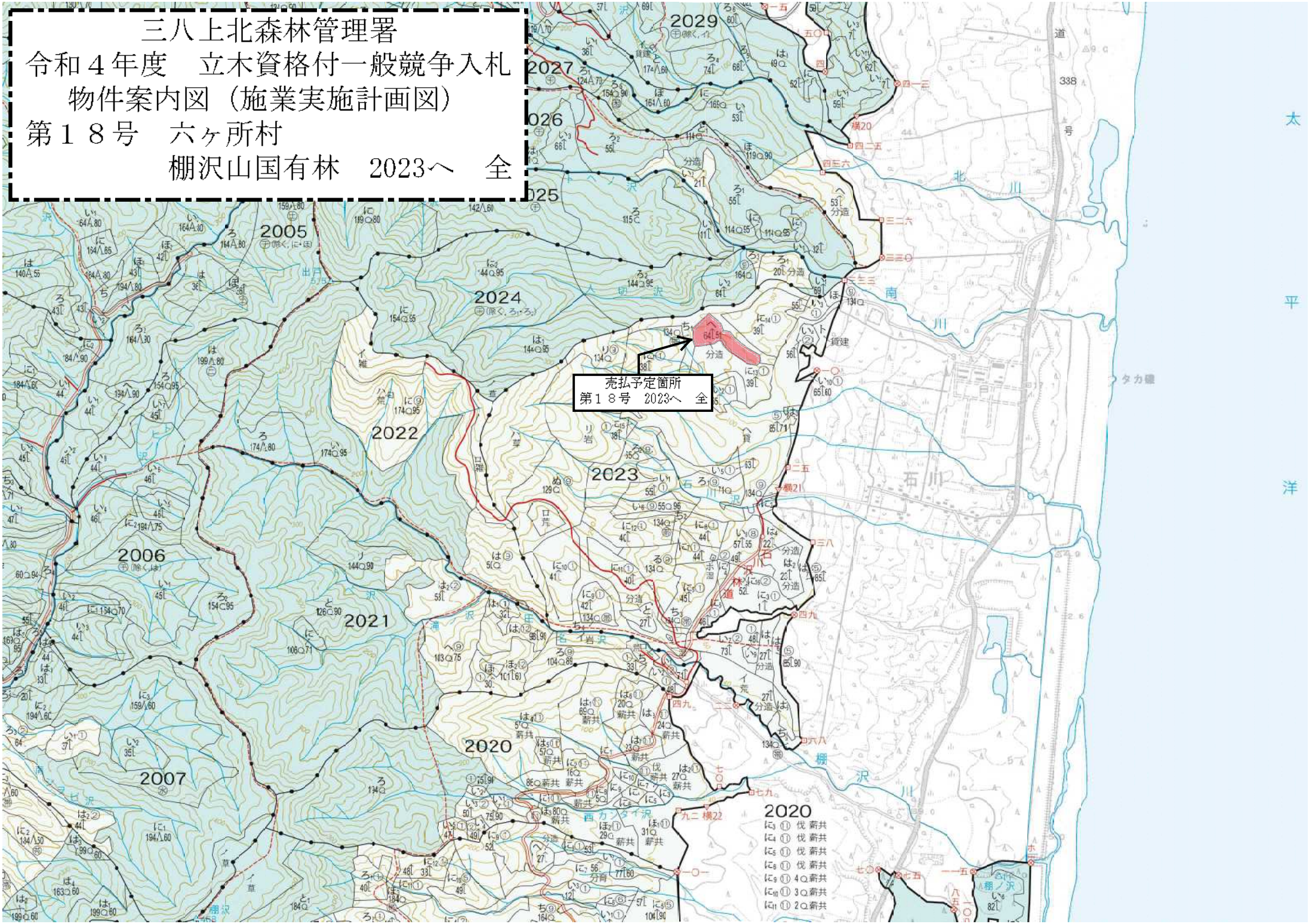

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

棚沢山国有林　2023へ林小班　全　2.70ha

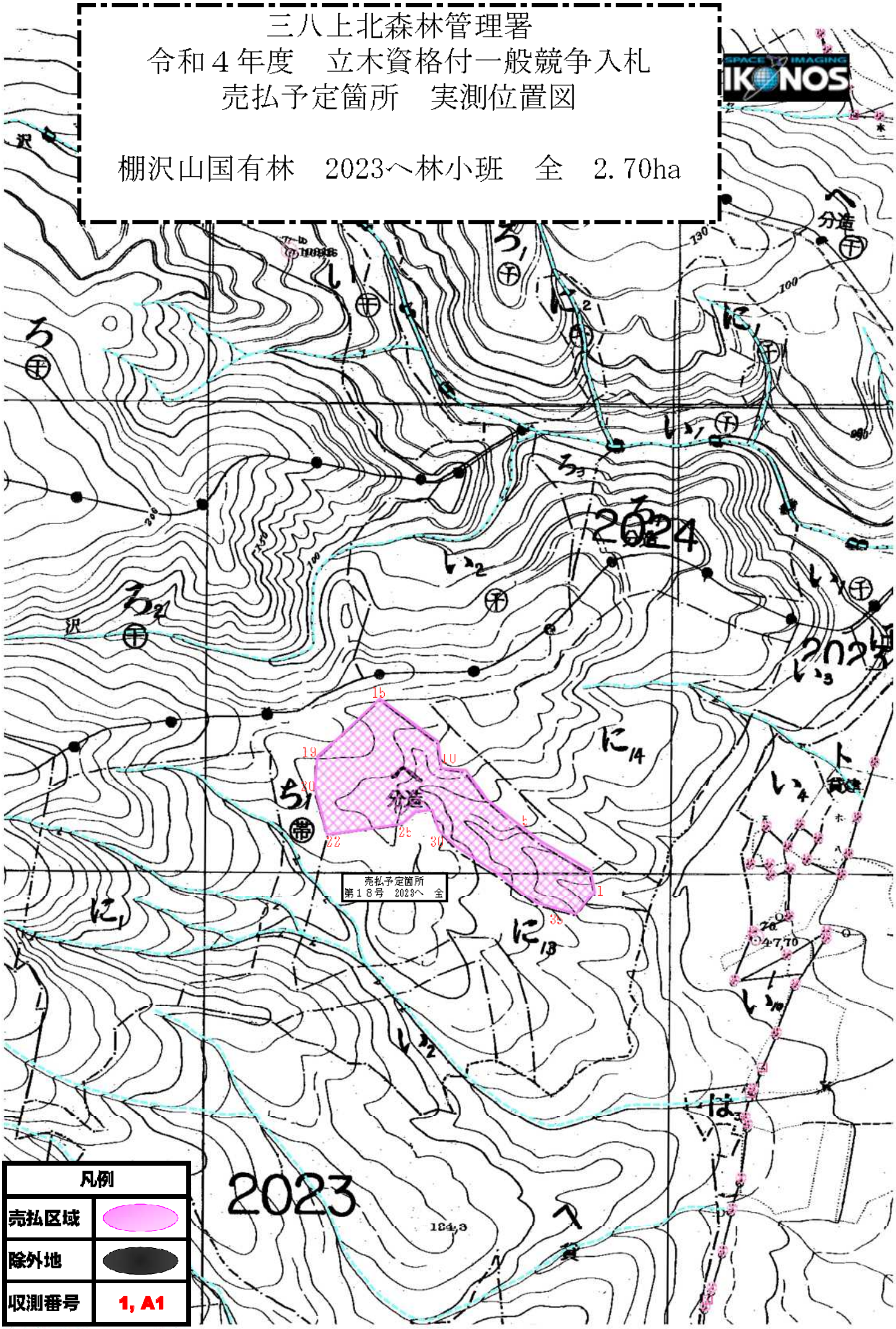

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	20（合算）
物件所在地	外蛯沢後久保・寒水山国有林 1489ほ1(1伐区）外
調査方法	標準地調査
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	12.04
林齢（年）	53・55
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地、貸付地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。
　また、民有地、貸付地に損害を与えてはならない。

４．搬出等に際して民有地を使用するため、民有地に係る立木や道等を損傷してはならない。
　また、民有地の使用後は末木枝条等を片付けて、使用する前の状態にして返地するものとする。
　民有地等の使用料は、買受人が支払うものとする。

５．搬出予定地内に貸付地（水貸）があるので、工作物等を損傷しないよう十分に注意すること。

６．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		3,761	3,132	1,006	204	34		8,137	3,485.65		
アカマツ	生立木	一般材		256	1,266	325				1,847	1,012.42		
スギ	生立木	低質材	2,127	34						2,161	44.88		
アカマツＮＡ	生立木	低質材	0	34	51	17				102	45.89		
Ｎ計			2,127	324	1,317	342	204	34		12,247	4,588.84		
クリ	生立木	一般材			51	102	17			170	130.46		
コナラ	生立木	一般材			0	34				34	28.76		
オニグルミ	生立木	一般材			17					17	10.61		
ホオノキ	生立木	一般材			17					17	7.70		
サクラ	生立木	一般材			17	17				34	20.54		
センノキ	生立木	一般材			17					17	6.16		
他Ｌ	生立木	一般材			68					68	24.31		
他Ｌ	生立木	低質材	1,962	3,492	442	17				5,913	648.19		
Ｌ計			1,962	3,492	629	170	17			6,270	876.73		
Ｎ・Ｌ計			4,089	3,816	1,946	512	221	34	0	18,517	5,465.57		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	20-1
物件所在地	外蛯沢後久保国有林 1489ほ１(1伐区)
調査方法	標準地調査
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	6.00
林齢（年）	53
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	材積(m3)	平均 径級(cm)	樹高(m)
スギ	生立木	一般材		3,111	2,601	561	102			6,375	2,381.92	22	16
アカマツ	生立木	一般材		17	119	34				170	88.97	26	18
スギ	生立木	低質材	1,649	34						1,683	31.20	8	5
N計			1,649	3,162	2,720	595	102			8,228	2,502.09		
他Ｌ	生立木	低質材	969	2,380	408					3,757	427.68	14	11
Ｌ計			969	2,380	408					3,757	427.68		
N・Ｌ計			2,618	5,542	3,128	595	102	0	0	11,985	2,929.77		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	20-2
物件所在地	寒水山国有林
	1490へ(1伐区)
調査方法	標準地調査
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	6.04
林齢（年）	55
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	計 材積(m3)	平均 径級(cm)	平均 樹高(m)
スギ	生立木	一般材		650	531	445	102	34		1,762	1,103.73	28	19
アカマツ	生立木	一般材		239	1,147	291				1,677	923.45	26	20
スギ	生立木	低質材	478							478	13.68	8	9
アカマツＮＡ	生立木	低質材		34	51	17				102	45.89	24	19
Ｎ計			478	923	1,729	753	102	34		4,019	2,086.75		
クリ	生立木	一般材			51	102	17			170	130.46	32	20
コナラ	生立木	一般材				34				34	28.76	34	22
オニグルミ	生立木	一般材			17					17	10.61	30	20
ホオノキ	生立木	一般材			17					17	7.70	26	19
サクラ	生立木	一般材			17	17				34	20.54	30	19
センノキ	生立木	一般材			17					17	6.16	24	18
他Ｌ	生立木	一般材			68					68	24.31	22	19
他Ｌ	生立木	低質材	993	1,112	34	17				2,156	220.51	12	13
Ｌ計			993	1,112	221	170	17			2,513	449.05		
Ｎ・Ｌ計			1,471	2,035	1,950	923	119	34	0	6,532	2,535.80		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第２０号　外蛯沢後久保国有林　1489ほ1　1伐区　内
　　寒水山国有林　　1490へ　1伐区　内

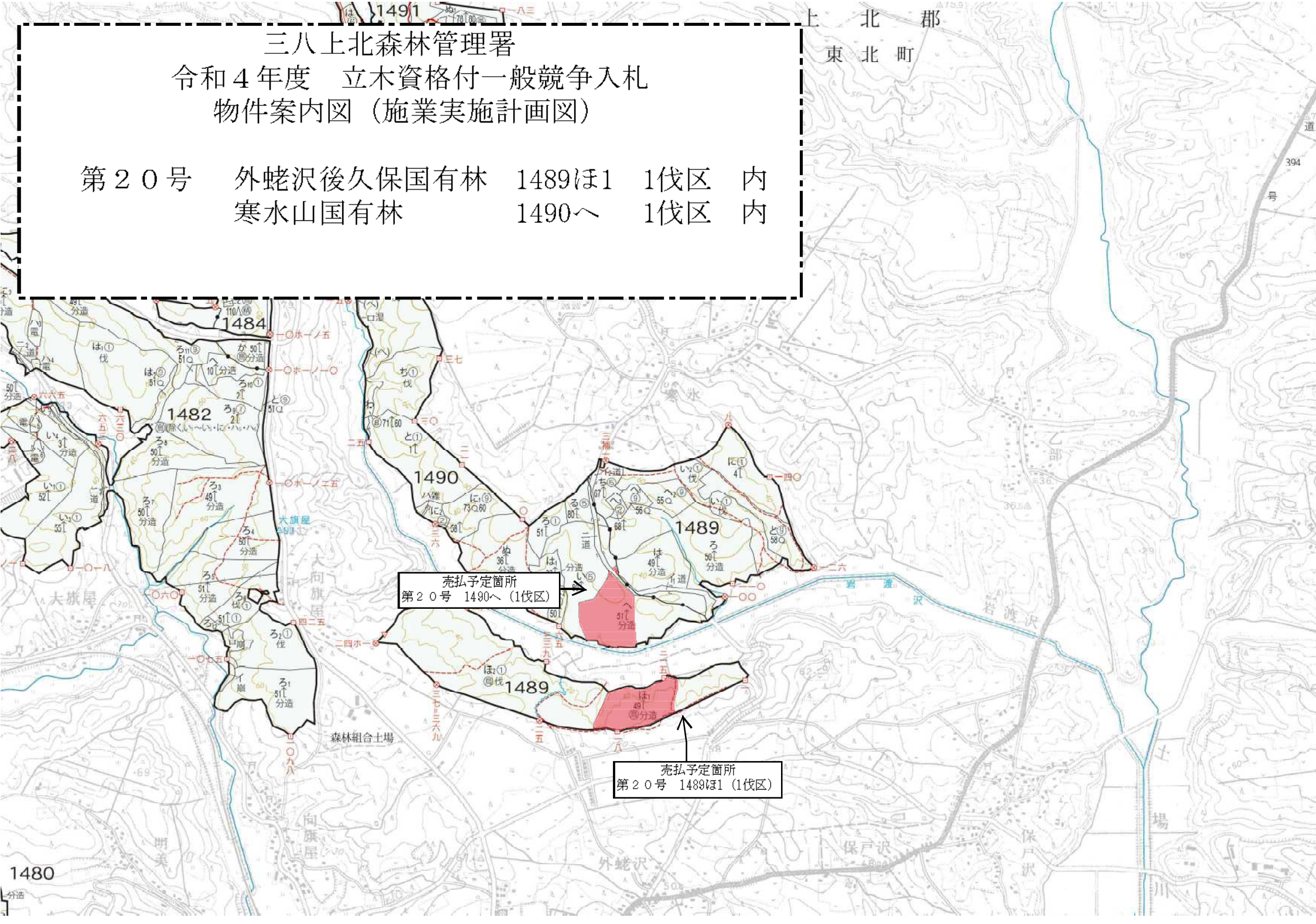

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

外蛯沢後久保国有林　1489ほ1　1伐区　内　6.00ha
寒水山国有林　1490へ　1伐区　内　6.04ha

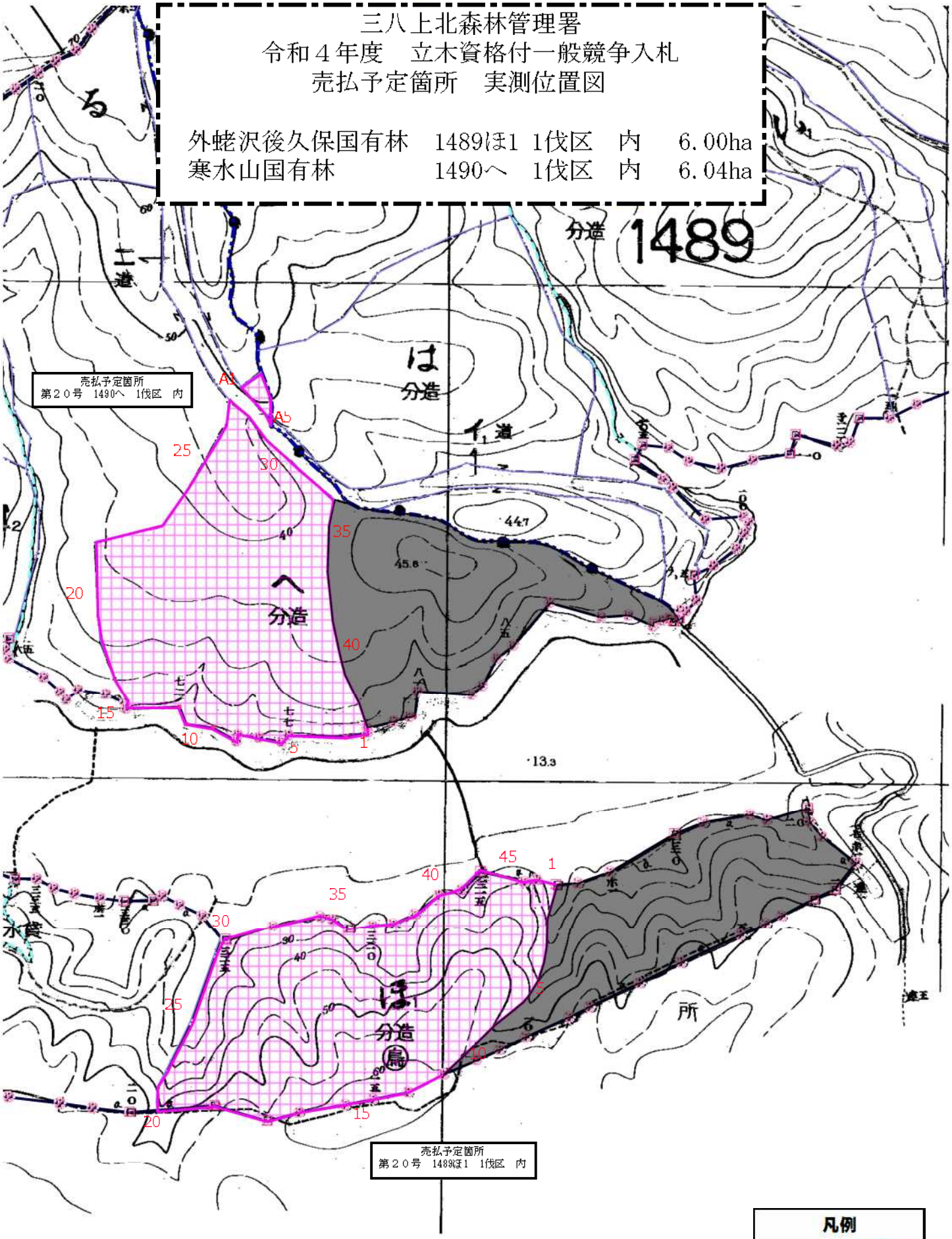

凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	21（合算）
物件所在地	七戸深山国有林
	1507わ1外
調査方法	毎木調査
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	12.81
林齢（年）	46・47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。

５．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。

６．本売払い物件において令和５年３月まで二百平林道新設工事が実施されているため、伐採搬出にあたっては署と調整すること。
　また、伐採搬出作業に際し、林道新設路線調査設計において打設したセンター杭等を損傷しないこと。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		7,962	5,758	1,236	74	7		15,037	5,495.64		
スギ	生立木	低質材	2,876							2,876	73.25		
アカマツ	生立木	一般材		238	316	42	3			599	217.78		
アカマツＮＡ	生立木	一般材	14	120	14	1				149	19.55		
Ｎ計			2,890	8,320	6,088	1,279	77	7		18,661	5,806.22		
ブナ	生立木	一般材			5	2				7	3.51		
クリ	生立木	一般材			7	2				9	3.87		
サワグルミ	生立木	一般材			11	4				15	7.39		
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.49		
ミズナラ	生立木	一般材			1					1	0.27		
ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.36		
ホオノキ	生立木	一般材			16	1				17	6.66		
カエデ	生立木	一般材			2					2	0.55		
トチノキ	生立木	一般材			2					2	0.67		
シナノキ	生立木	一般材			4					4	1.17		
他Ｌ	生立木	一般材			3					3	0.82		
他Ｌ	生立木	低質材	1,004	388	12					1,404	63.89		
Ｌ計			1,004	388	65	9				1,466	89.65		
Ｎ・Ｌ計			3,894	8,708	6,153	1,288	77	7	0	20,127	5,895.87		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	21-1
物件所在地	七戸深山国有林 1507わ1
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.39
林齢（年）	46
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		1,765	1,520	172	3	1		3,461	1,176.71	20	16
スギ	生立木	低質材	356							356	10.44	8	7
アカマツ	生立木	一般材		171	216	28	2			417	153.90	22	17
アカマツＮＡ	生立木	低質材		13						13	1.09	12	11
Ｎ計			356	1,949	1,736	200	5	1		4,247	1,342.14		
ブナ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
クリ	生立木	一般材			4	2				6	2.71	28	16
サワグルミ	生立木	一般材			8	3				11	5.17	26	17
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.49	30	16
ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
ホオノキ	生立木	一般材			10	1				11	4.57	26	17
カエデ	生立木	一般材			2					2	0.55	22	15
トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.35	26	15
他Ｌ	生立木	一般材			2					2	0.55	22	15
他Ｌ	生立木	低質材	472	193	1					666	32.56	10	9
Ｌ計			472	193	31	6				702	47.67		
Ｎ・Ｌ計			828	2,142	1,767	206	5	1	0	4,949	1,389.81		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	21-2
物件所在地	七戸深山国有林
	1507わ5
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.14
林齢（年）	47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		983	1,413	527	40	4		2,967	1,602.19	24	20
スギ	生立木	低質材	97							97	3.75	8	10
N計			97	983	1,413	527	40	4		3,064	1,605.94		
クリ	生立木	一般材			1					1	0.52	30	17
サワグルミ	生立木	一般材			3					3	1.67	28	20
ホオノキ	生立木	一般材			5					5	1.73	22	18
シナノキ	生立木	一般材			3					3	0.81	22	16
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.27	22	16
他Ｌ	生立木	低質材	230	108	10					348	18.44	10	8
Ｌ計			230	108	23					361	23.44		
Ｎ・Ｌ計			327	1,091	1,436	527	40	4	0	3,425	1,629.38		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	21-3
物件所在地	七戸深山国有林 1507わ6
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.66
林齢（年）	47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	材積(m3)	平均 径級(cm)	樹高(m)
スギ	生立木	一般材		3,186	1,580	304	15	2		5,087	1,556.81	20	15
スギ	生立木	低質材	1,442							1,442	36.45	8	7
アカマツ	生立木	一般材		67	100	14	1			182	63.88	22	16
アカマツＮＡ	生立木	低質材	14	106	14	1				135	18.39	14	13
Ｎ計			1,456	3,359	1,694	319	16	2		6,846	1,675.53		
ブナ	生立木	一般材			4	2				6	3.15	28	19
クリ	生立木	一般材			2					2	0.64	24	15
ミズナラ	生立木	一般材			1					1	0.27	22	16
ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.32	26	14
シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
他Ｌ	生立木	低質材	178	56	1					235	7.96	8	8
Ｌ計			178	56	11	2				247	13.06		
Ｎ・Ｌ計			1,634	3,415	1,705	321	16	2	0	7,093	1,688.59		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	21-4
物件所在地	七戸深山国有林 1507わ7
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	2.62
林齢（年）	47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		2,028	1,245	233	16			3,522	1,159.93	20	16
スギ	生立木	低質材	981							981	22.61	8	6
アカマツＮＡ	生立木	低質材		1						1	0.07	12	11
Ｎ計			981	2,029	1,245	233	16			4,504	1,182.61		
サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.55	30	18
他Ｌ	生立木	低質材	124	31						155	4.93	8	7
Ｌ計			124	31	1					156	5.48		
Ｎ・Ｌ計			1,105	2,060	1,246	233	16	0	0	4,660	1,188.09		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	22（合算）
物件所在地	七戸深山国有林
	1507わ2外
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	14.06
林齢（年）	46･47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。

５．本売払い物件において令和５年３月まで二百平林道新設工事が実施されているため、伐採搬出にあたっては署と調整すること。
　また、伐採搬出作業に際し、林道新設路線調査設計において打設したセンター杭等を損傷しないこと。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		7,383	7,030	1,658	97			16,168	6,755.06		
スギ	生立木	一般材	1,489							1,489	40.44		
アカマツ	生立木	低質材		330	384	59	1			774	295.53		
アカマツＮＡ	生立木	低質材	30	181	5					216	23.30		
Ｎ計			1,519	7,894	7,419	1,717	98			18,647	7,114.33		
クリ	生立木	一般材			2					2	0.57		
ミズナラ	生立木	一般材			5					5	1.69		
サワグルミ	生立木	一般材			7	9				16	11.77		
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.31		
ホオノキ	生立木	一般材			4					4	1.38		
サクラ	生立木	一般材			2					2	0.80		
イタヤカエデ	生立木	一般材			2					2	0.56		
カエデ	生立木	一般材			1					1	0.30		
シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.40		
他Ｌ	生立木	一般材			5					5	1.84		
他Ｌ	生立木	低質材	1,434	415	16					1,865	72.68		
Ｌ計			1,434	415	46	9				1,904	92.30		
Ｎ・Ｌ計			2,953	8,309	7,465	1,726	98	0	0	20,551	7,206.63		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	22-1
物件所在地	七戸深山国有林 1507わ2
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	4.61
林齢（年）	46
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		1,907	1,965	455	29			4,356	1,880.33	22	18
スギ	生立木	低質材	514							514	13.38	8	8
アカマツ	生立木	一般材		276	288	44	1			609	230.00	22	17
アカマツＮＡ	生立木	低質材	11	114	5					130	14.76	14	13
Ｎ計			525	2,297	2,258	499	30			5,609	2,138.47		
サワグルミ	生立木	一般材			2	5				7	5.44	30	22
イタヤカエデ	生立木	一般材			1					1	0.29	22	17
カエデ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.40	28	15
他Ｌ	生立木	一般材			1					1	0.35	26	15
他Ｌ	生立木	一般材	454	134	7					595	25.47	8	8
Ｌ計			454	134	13	5				606	32.25		
Ｎ・Ｌ計			979	2,431	2,271	504	30	0	0	6,215	2,170.72		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	22-2
物件所在地	七戸深山国有林 1507わ3
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	4.47
林齢（年）	47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	材積(m3)	平均 径級(cm)	樹高(m)
スギ	生立木	一般材		2,405	2,248	657	31			5,341	2,235.94	22	17
スギ	生立木	低質材	597							597	16.12	8	7
アカマツ	生立木	一般材		42	75	13				130	52.17	24	17
アカマツＮＡ	生立木	低質材	15	54						69	6.67	12	12
Ｎ計			612	2,501	2,323	670	31			6,137	2,310.90		
クリ	生立木	一般材			2					2	0.57	24	15
ミズナラ	生立木	一般材			5					5	1.69	24	16
サワグルミ	生立木	一般材			2	1				3	1.71	28	19
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.31	22	18
ホオノキ	生立木	一般材			4					4	1.38	24	17
サクラ	生立木	一般材			2					2	0.80	26	17
イタヤカエデ	生立木	一般材			1					1	0.27	22	16
他Ｌ	生立木	一般材			2					2	0.67	22	18
他Ｌ	生立木	低質材	508	201	5					714	32.06	10	9
Ｌ計			508	201	24	1				734	39.46		
Ｎ・Ｌ計			1,120	2,702	2,347	671	31	0	0	6,871	2,350.36		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	22-3
物件所在地	七戸深山国有林 1507わ4
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	4.98
林齢（年）	47
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		3,071	2,817	546	37			6,471	2,638.79	22	18
スギ	生立木	低質材	378							378	10.94	8	8
アカマツ	生立木	一般材		12	21	2				35	13.36	22	17
アカマツＮＡ	生立木	低質材	4	13						17	1.87	14	12
Ｎ計			382	3,096	2,838	548	37			6,901	2,664.96		
サワグルミ	生立木	一般材			3	3				6	4.62	32	20
他Ｌ	生立木	一般材			2					2	0.82	26	18
他Ｌ	生立木	低質材	472	80	4					556	15.15	8	7
Ｌ計			472	80	9	3				564	20.59		
Ｎ・Ｌ計			854	3,176	2,847	551	37	0	0	7,465	2,685.55		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）

第２１号	七戸町		
	七戸深山国有林	1507わ1	全
		1507わ5	全
		1507わ6	全
		1507わ7	全
第２２号		1507わ2	全
		1507わ3	全
		1507わ4	全

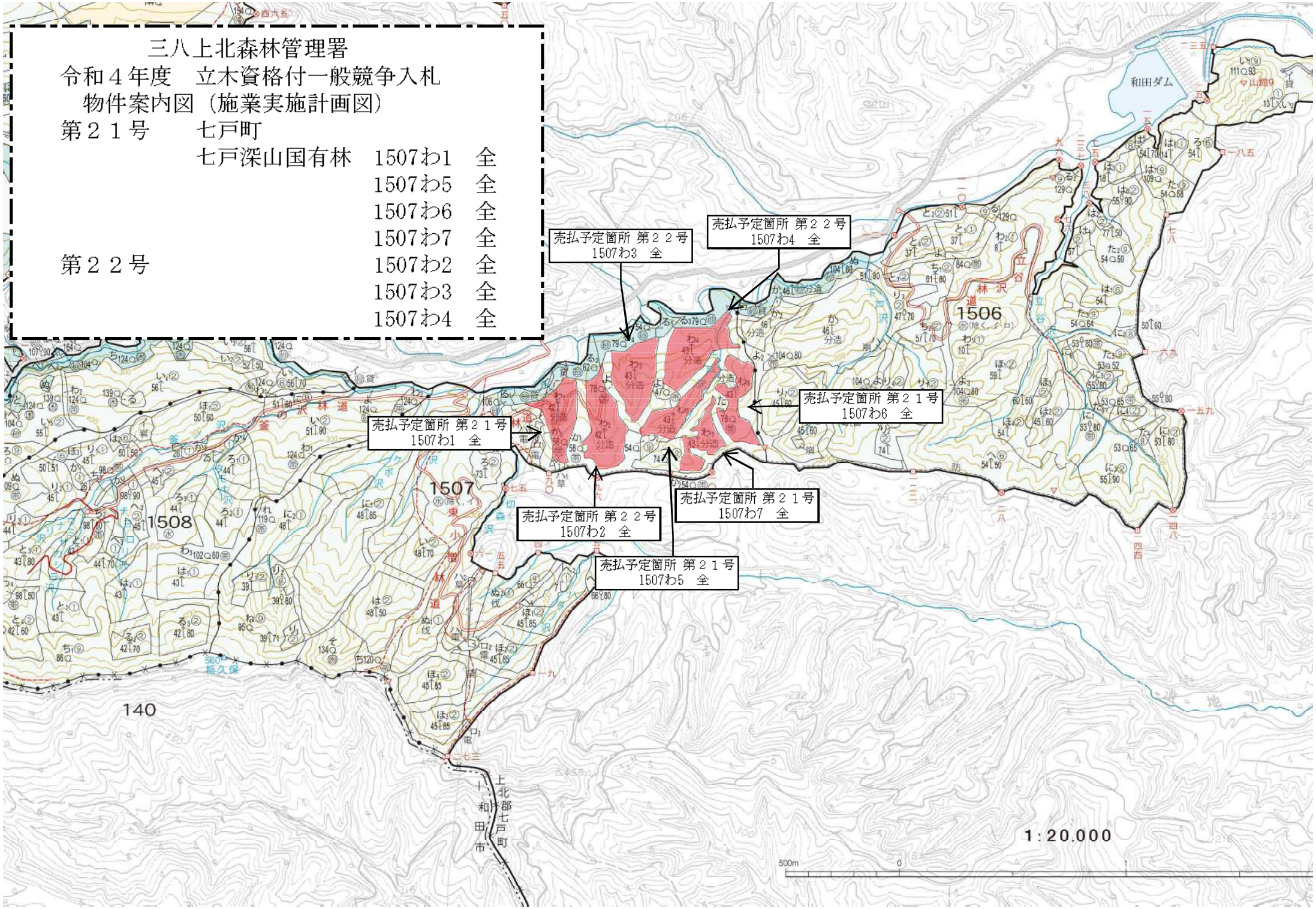

三八上北森林管理署

令和４年度　立木資格付一般競争入札

売払予定箇所　実測位置図

第２１号	七戸町		
	七戸深山国有林	1507わ1林小班	全 3.39ha
		1507わ5林小班	全 3.14ha
		1507わ6林小班	全 3.66ha
		1507わ7林小班	全 2.62ha
第２２号		1507わ2林小班	全 4.61ha
		1507わ3林小班	全 4.47ha
		1507わ4林小班	全 4.98ha

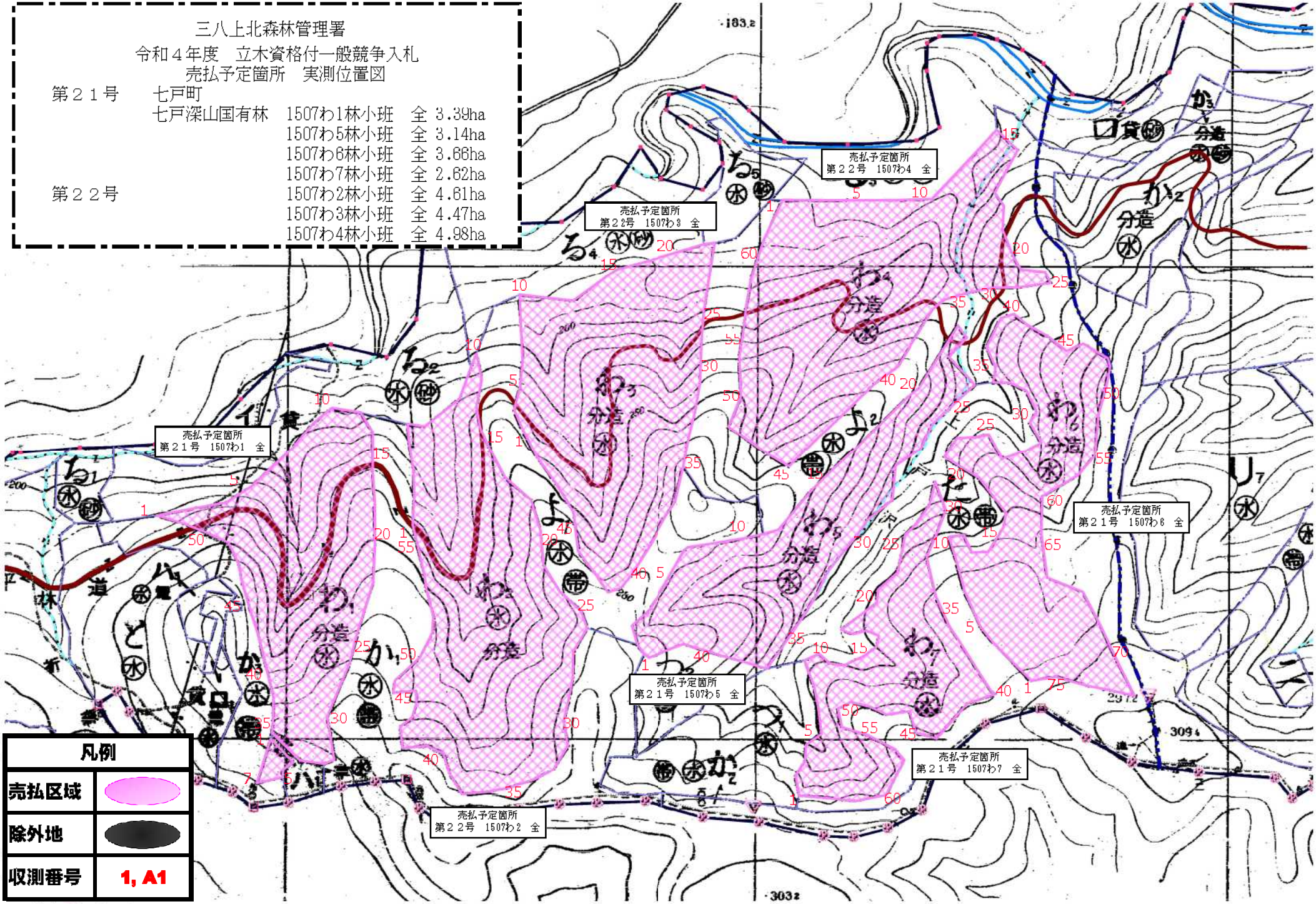

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	24（合算）
物件所在地	野田頭山国有林
	1498た1外
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	7.21
林齢（年）	53
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。
　また、民有地に損害を与えてはならない。

４．本物件及び本物件を搬出する際の区域外については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に指定されているため、事業実施にあたっては、青森県教育庁文化財保護課と協議又は調整が必要となりますので、協議等が整ってからの作業着手となります。なお、協議については当署が行います。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		3,615	3,584	784	86	6		8,075	3,451.01		
カラマツ	生立木	一般材			1					1	0.47		
アカマツ	生立木	一般材		26	106	25	2			159	71.65		
クロマツ	生立木	一般材				1				1	1.28		
スギ	生立木	低質材	351	45						396	16.24		
アカマツＮＡ	生立木	低質材	2	471	242	14				729	182.32		
Ｎ計			353	4,157	3,933	824	88	6		9,361	3,722.97		
ブナ	生立木	一般材				1				1	0.62		
クリ	生立木	一般材			10	17	1			28	18.01		
ミズナラ	生立木	一般材			3	8				11	7.07		
サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.31		
オニグルミ	生立木	一般材			1	4	1			6	4.64		
ホオノキ	生立木	一般材			2	1				3	1.50		
他Ｌ	生立木	一般材			9					9	2.70		
他Ｌ	生立木	低質材	854	490	50	12	3			1,409	96.81		
Ｌ計			854	490	76	43	5			1,468	131.66		
Ｎ・Ｌ計			1,207	4,647	4,009	867	93	6		10,829	3,854.63		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	24-1
物件所在地	野田頭山国有林 1498た1
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	0.57
林齢（年）	53
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		510	386	61	7	1		965	361.92	22	18
カラマツ	生立木	一般材			1					1	0.47	28	15
アカマツ	生立木	一般材		1	9	8				18	10.02	28	17
スギ	生立木	低質材	53							53	1.52	8	9
アカマツＮＡ	生立木	低質材		9	6					15	3.87	20	15
Ｎ計			53	520	402	69	7	1		1,052	377.80		
クリ	生立木	一般材			1	1				2	0.97	28	17
ミズナラ	生立木	一般材				1				1	0.61	34	16
他Ｌ	生立木	低質材	111	26	2					139	4.76	8	8
Ｌ計			111	26	3	2				142	6.34		
Ｎ・Ｌ計			164	546	405	71	7	1		1,194	384.14		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	24-2
物件所在地	野田頭山国有林 1498た2
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	2.42
林齢（年）	53
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		143	105	31	11	1		291	122.38	24	17
アカマツ	生立木	一般材		25	97	17	2			141	61.63	26	17
クロマツ	生立木	一般材				1				1	1.28	38	25
スギ	生立木	低質材	83	2						85	2.80	8	7
アカマツＮＡ	生立木	低質材	2	462	235	14				713	178.10	20	15
Ｎ計			85	632	437	63	13	1		1,231	366.19		
ブナ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
クリ	生立木	一般材				13	1			14	11.25	36	18
ミズナラ	生立木	一般材				7				7	5.32	34	19
オニグルミ	生立木	一般材				4	1			5	4.06	36	19
ホオノキ	生立木	一般材				1				1	0.73	36	17
他Ｌ	生立木	一般材			9					9	2.70	24	15
他Ｌ	生立木	低質材	467	203	34	9	2			715	46.29	12	9
Ｌ計			467	203	43	35	4			752	70.97		
Ｎ・Ｌ計			552	835	480	98	17	1		1,983	437.16		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	24-3
物件所在地	野田頭山国有林 1498た3
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	4.22
林齢（年）	53
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	－
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		2,962	3,093	692	68	4		6,819	2,966.71	22	18
スギ	生立木	低質材	215	43						258	11.92	10	10
アカマツＮＡ	生立木	低質材			1					1	0.35	26	14
Ｎ計			215	3,005	3,094	692	68	4		7,078	2,978.98		
クリ	生立木	一般材			9	3				12	5.79	28	18
ミズナラ	生立木	一般材			3					3	1.14	26	16
サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.31	22	18
オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19
ホオノキ	生立木	一般材			2					2	0.77	24	18
他Ｌ	生立木	低質材	276	261	14	3	1			555	45.76	12	11
Ｌ計			276	261	30	6	1			574	54.35		
Ｎ・Ｌ計			491	3,266	3,124	698	69	4		7,652	3,033.33		

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
物件案内図（施業実施計画図）
第２４号　東北町
野田頭山国有林　1498た1　全
1498た2　全
1498た3　全

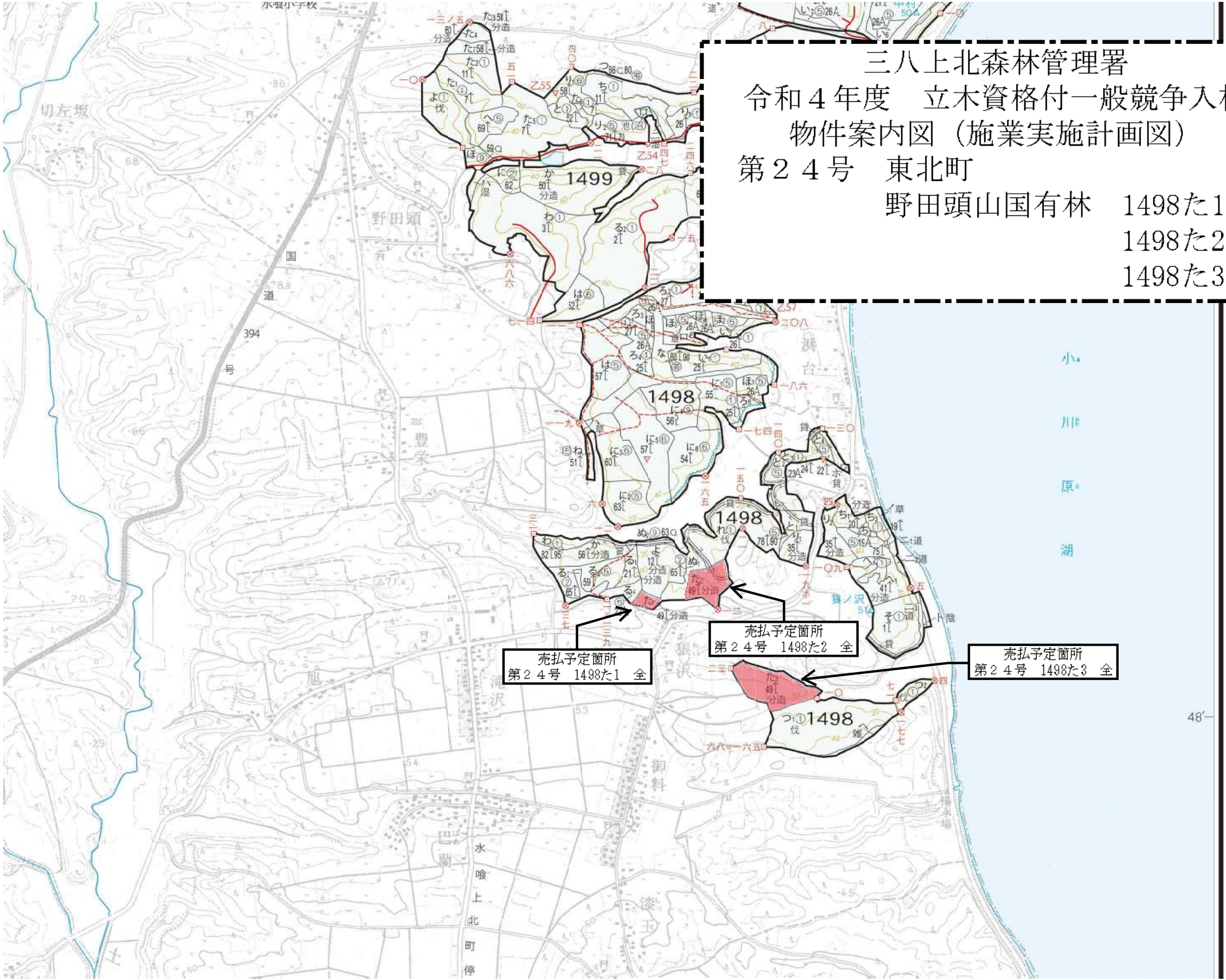

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

野田頭山国有林　1498た1林小班　全　0.57ha
1498た2林小班　全　2.42ha
1498た3林小班　全　4.22ha

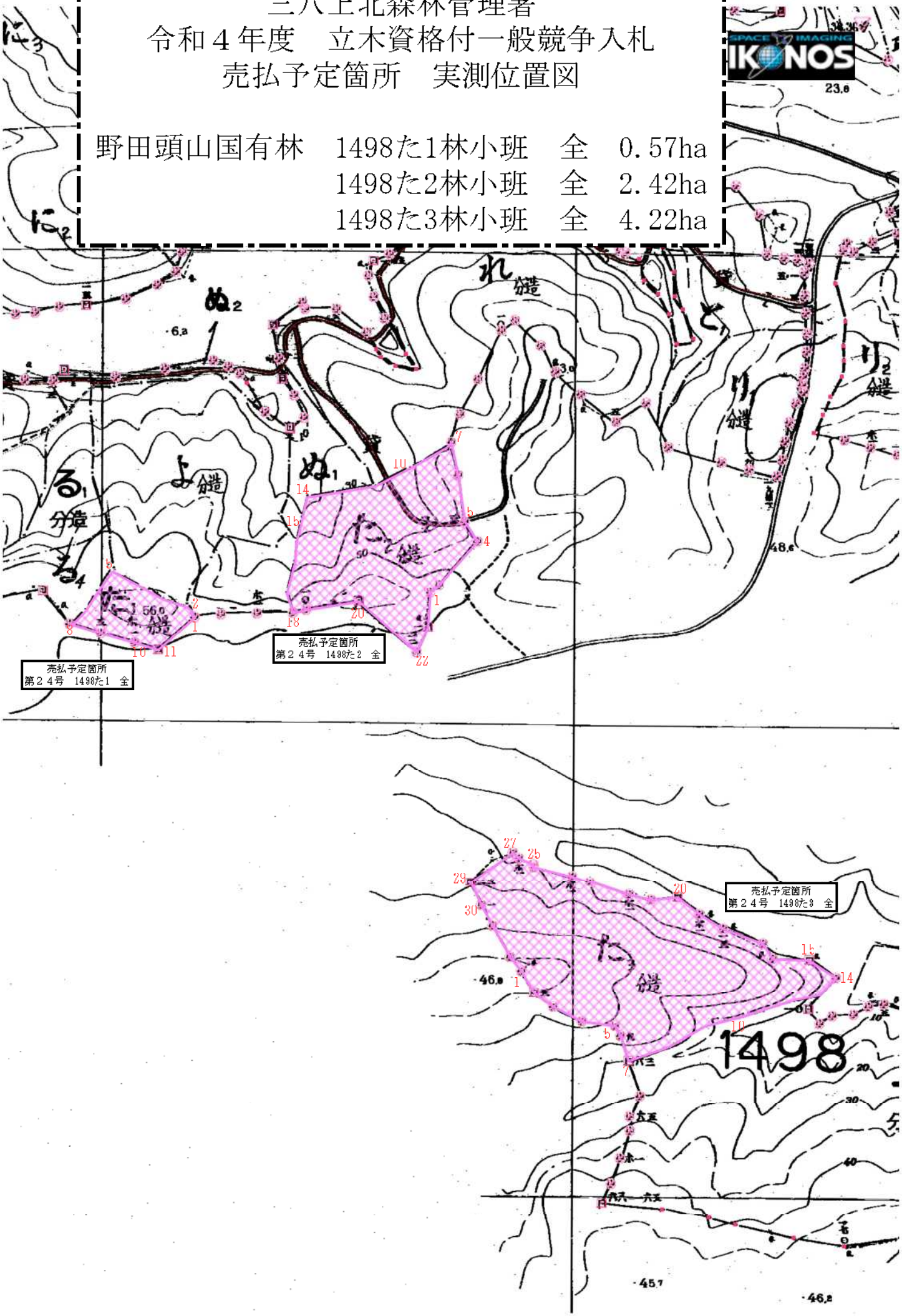

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	25（合算）
物件所在地	七戸深山国有林 1506か1外
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	17.02
林齢（年）	50
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	○
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

１．本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。

２．本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。
　また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。

３．本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。
　また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。

４．本売払い物件は、砂防指定地であるため、事前に所定の手続きが必要となります。

５．本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。

６．本売払い物件において令和５年３月まで二百平林道新設工事が実施されているため、伐採搬出にあたっては署と調整すること。
　また、伐採搬出作業に際し、林道新設路線調査設計において打設したセンター杭等を損傷しないこと。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材 低質材 別	径級別本数 10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	計 本数 （本）	材積 （m3）	平均 径級 （cm）	樹高 （m）
スギ	生立木	一般材		9,017	7,040	1,410	133	11	2	17,613	6,513.78		
アカマツ	生立木	一般材		25	139	50				214	95.05		
トドマツ	生立木	一般材			1					1	0.50		
スギ	生立木	低質材	922							922	29.04		
アカマツＮＡ	生立木	低質材	5	359	209	22				595	138.68		
Ｎ計			927	9,401	7,389	1,482	133	11	2	19,345	6,777.05		
ブナ	生立木	一般材			4	1				5	2.74		
クリ	生立木	一般材			4	1				5	2.20		
ミズナラ	生立木	一般材			3					3	0.90		
コナラ	生立木	一般材			1					1	0.46		
サワグルミ	生立木	一般材			3					3	1.29		
オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.96		
ホオノキ	生立木	一般材			10	3				13	5.60		
サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24		
イタヤカエデ	生立木	一般材				1				1	0.66		
トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.37		
センノキ	生立木	一般材			1					1	0.37		
他Ｌ	生立木	低質材	1,366	904	77	4	1			2,352	160.75		
Ｌ計			1,366	904	105	11	1			2,387	176.54		
Ｎ・Ｌ計			2,293	10,305	7,494	1,493	134	11	2	21,732	6,953.59		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	25-1
物件所在地	七戸深山国有林 1506か1
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	14.68
林齢（年）	50
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	－
砂防指定	－
車両制限	－
民地借用	－
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		7,856	6,113	1,244	123	11	2	15,349	5,703.42	22	17
アカマツ	生立木	一般材		25	137	50				212	94.04	26	15
トドマツ	生立木	一般材			1					1	0.50	26	20
スギ	生立木	低質材	663							663	21.64	8	9
アカマツＮＡ	生立木	低質材		310	199	20				529	127.83	20	14
Ｎ計			663	8,191	6,450	1,314	123	11	2	16,754	5,947.43		
ブナ	生立木	一般材			3	1				4	2.28	30	18
クリ	生立木	一般材			4	1				5	2.20	26	16
ミズナラ	生立木	一般材			3					3	0.90	24	15
コナラ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	17
サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.96	38	20
ホオノキ	生立木	一般材			9	3				12	5.24	26	16
サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24	22	14
イタヤカエデ	生立木	一般材				1				1	0.66	34	17
トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
センノキ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
他Ｌ	生立木	低質材	1,203	756	77	4	1			2,041	143.63	12	11
Ｌ計			1,203	756	101	11	1			2,072	157.61		
Ｎ・Ｌ計			1,866	8,947	6,551	1,325	124	11	2	18,826	6,105.04		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	25-2
物件所在地	七戸深山国有林 1506か2
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	2.21
林齢（年）	50
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	―
民地借用	―
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数(本)	材積(m3)	平均 径級(cm)	樹高(m)
スギ	生立木	一般材		1,102	897	159	10			2,168	777.90	20	16
アカマツ	生立木	一般材			2					2	1.01	28	17
スギ	生立木	低質材	205							205	5.89	8	8
アカマツＮＡ	生立木	低質材	5	49	10	2				66	10.85	16	12
Ｎ計			210	1,151	909	161	10			2,441	795.65		
ブナ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	17
サワグルミ	生立木	一般材			2					2	0.99	26	21
ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	24	18
他Ｌ	生立木	低質材	163	148						311	17.12	12	10
Ｌ計			163	148	4					315	18.93		
Ｎ・Ｌ計			373	1,299	913	161	10			2,756	814.58		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	25-3
物件所在地	七戸深山国有林
	1506か3
調査方法	直径毎木
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	0.13
林齢（年）	50
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
民収分納入方法	振り込み
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	―
砂防指定	○
車両制限	―
民地借用	―
延納	官収分のみ可

特記事項

合算明細書参照

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62cm以上	計 本数（本）	材積（m3）	平均 径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		59	30	7				96	32.46	20	17
スギ	生立木	低質材	54							54	1.51	8	9
N計			54	59	30	7				150	33.97		
L計										0	0.00		
N・L計			54	59	30	7				150	33.97		

三八上北森林管理署

令和４年度　立木資格付一般競争入札

物件案内図（施業実施計画図）

第２５号　七戸町

七戸深山国有林　1506か1　全

1506か2　全

1506か3　全

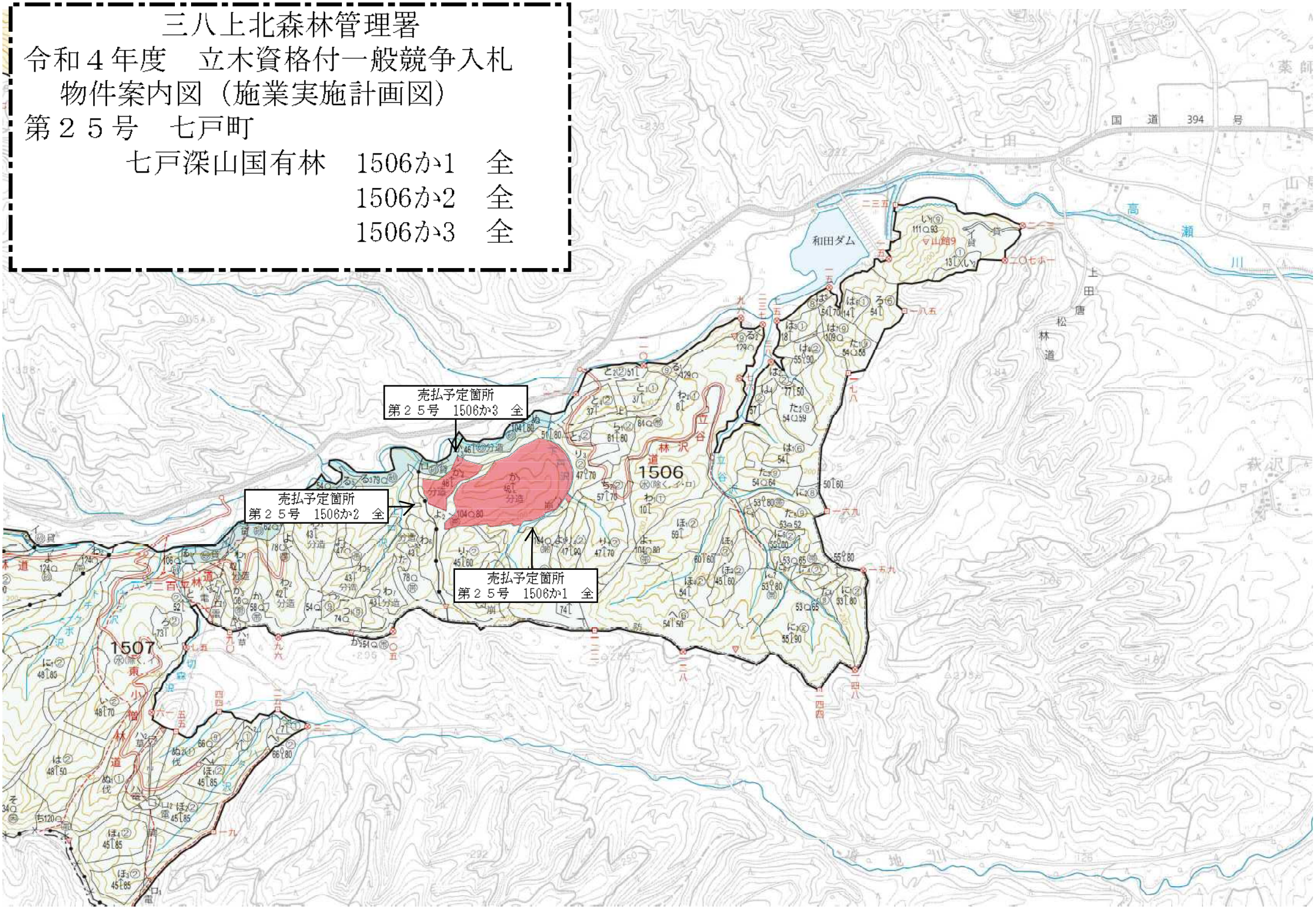

三八上北森林管理署
令和４年度　立木資格付一般競争入札
売払予定箇所　実測位置図

七戸深山国有林　1506か1林小班　全　14.68ha
1506か2林小班　全　2.21ha
1506か3林小班　全　0.13ha

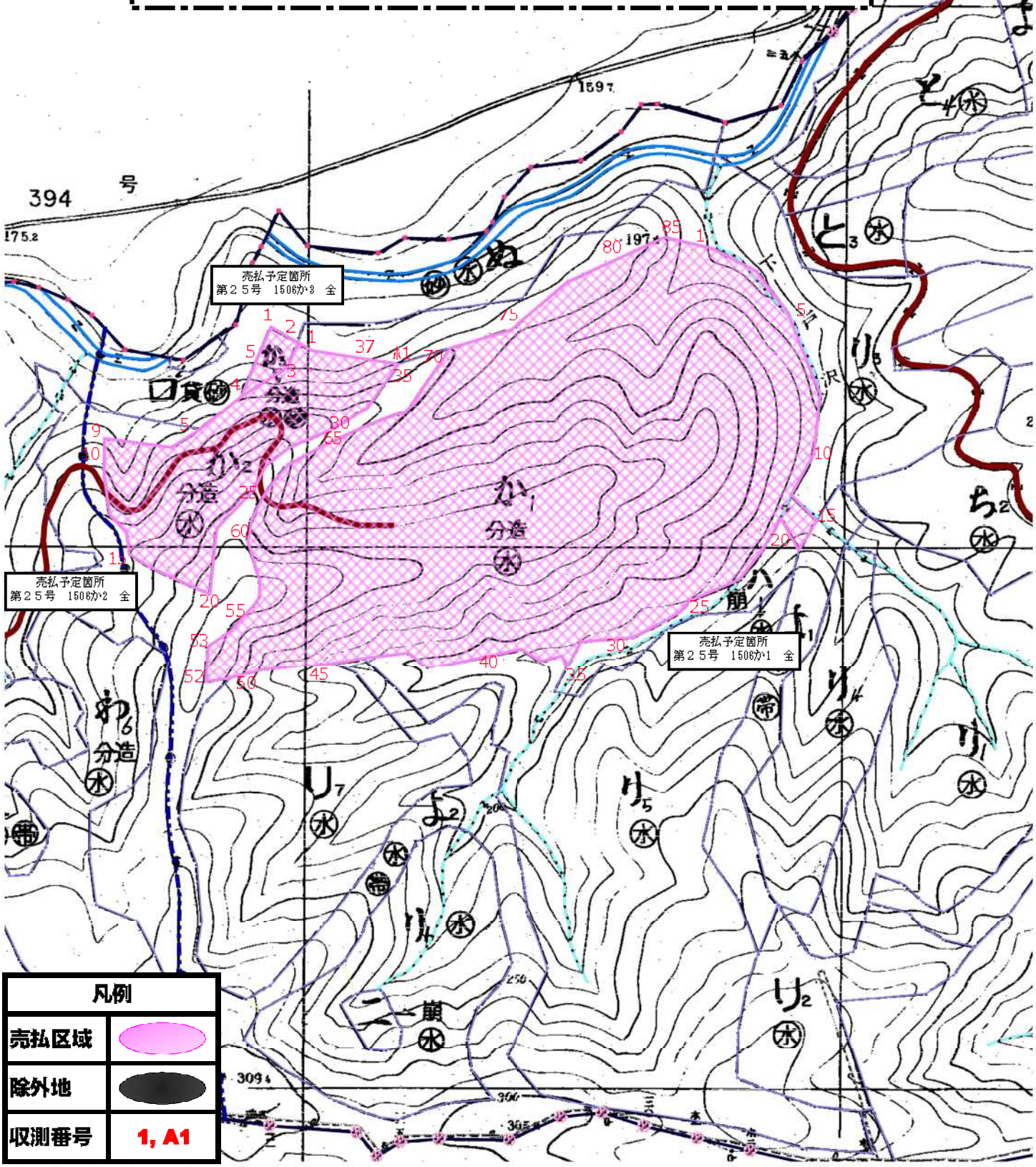

31と2
IKONOS
0031
0
250 m
1:5,000

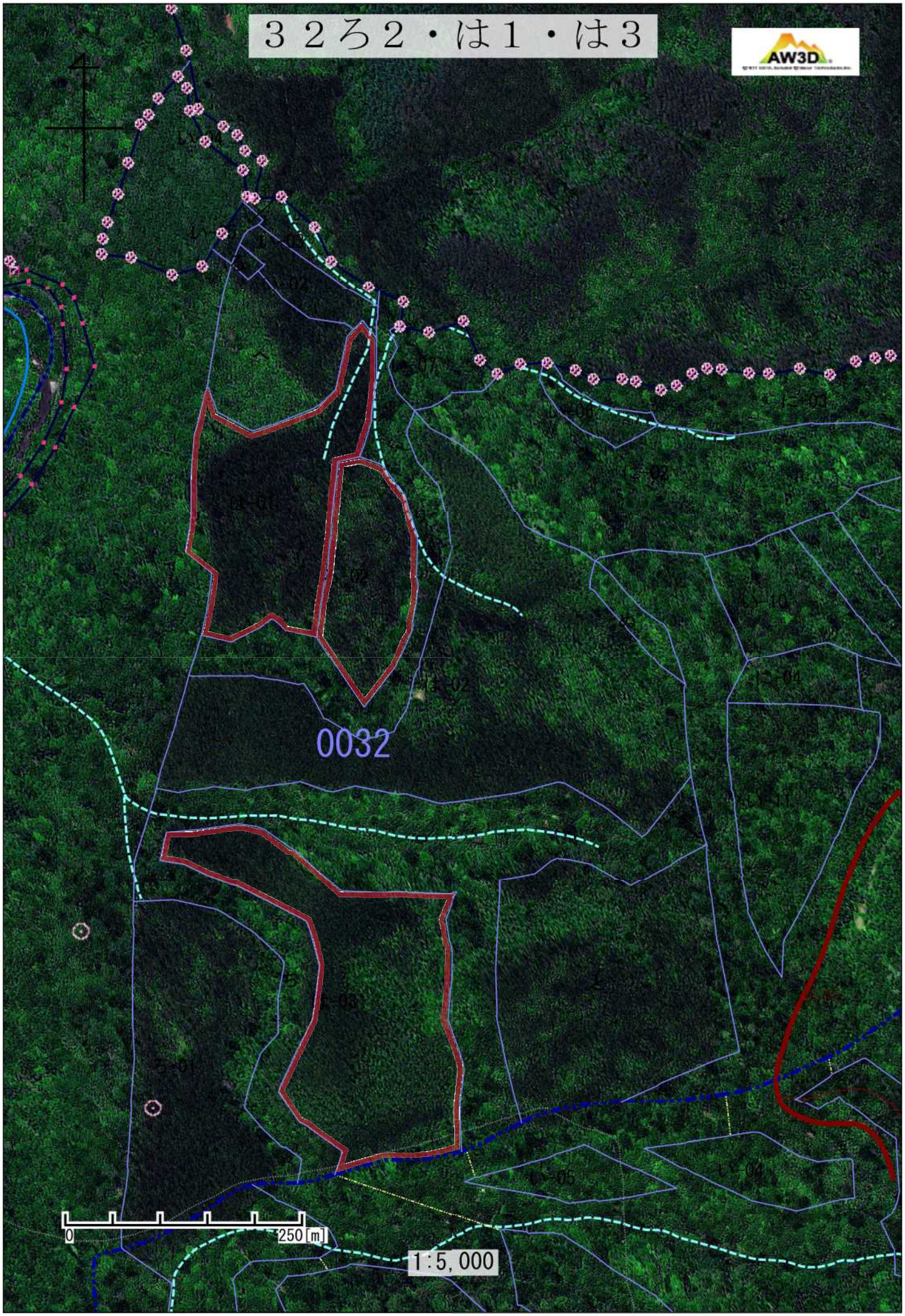
３２ろ２・は１・は３
AW3D
0032
0
250 [m]
1:5,000

６６れ
SPACE IMAGING
IKONOS
か
よ
る
に
ヘ-01
ヘ-02
ヘ-03
0
250[m]
1:5,000

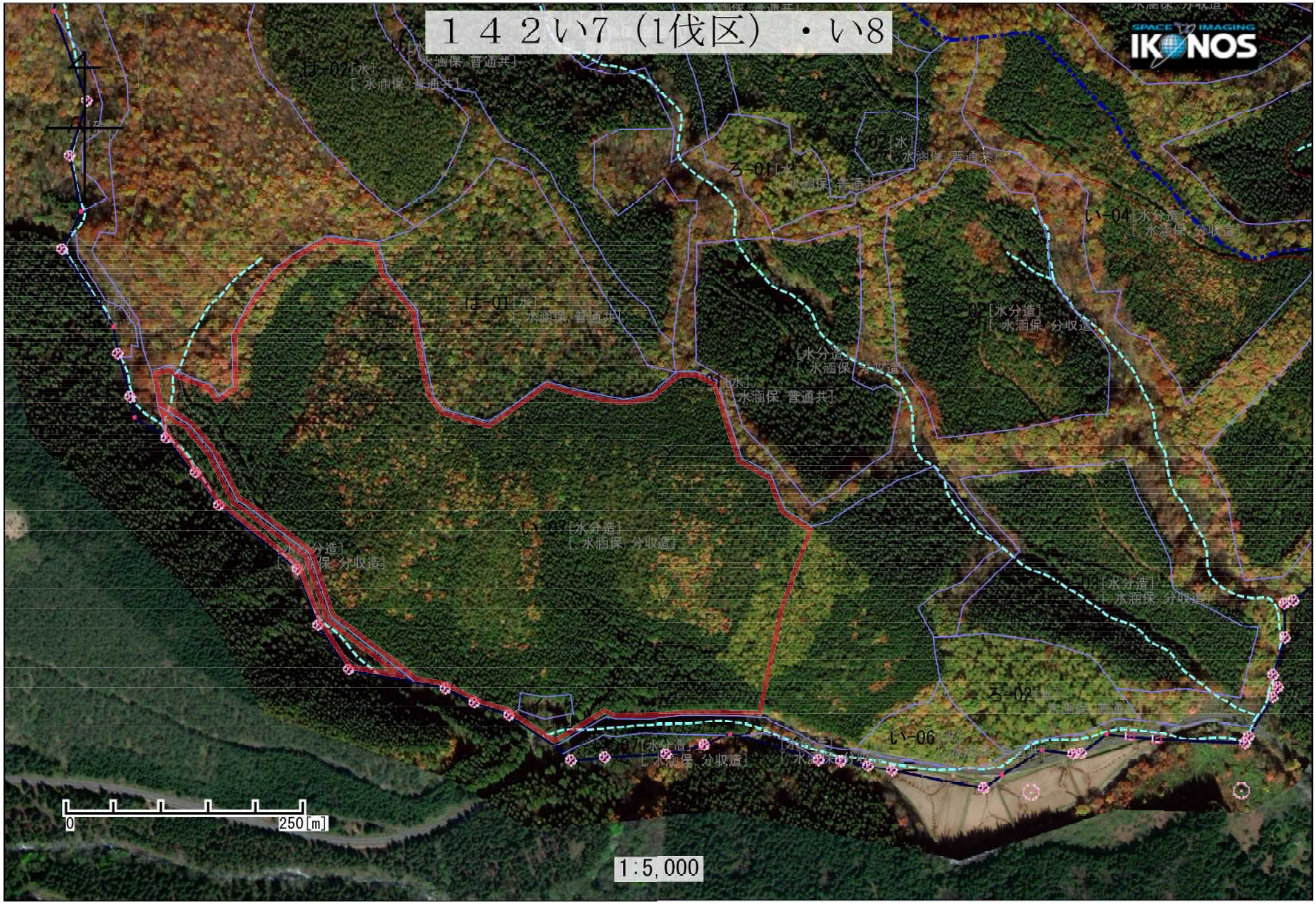
１４２い7（1伐区）・い8
SPACE IMAGING
IKONOS
ろ-01
い-04
い-06
ろ-02
0
250 [m]
1:5,000

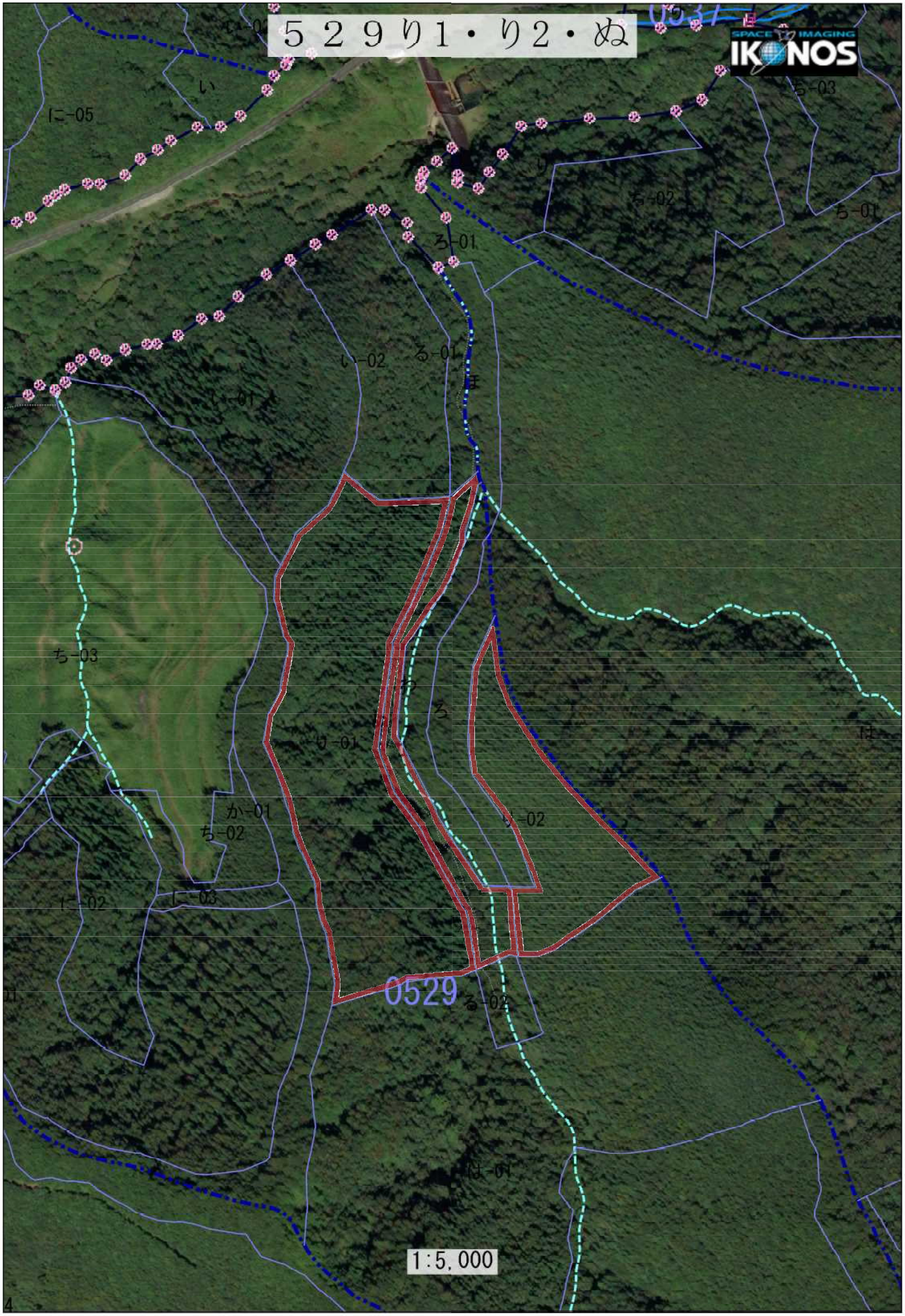
５２９り１・り２・ぬ
SPACE IMAGING
IKONOS
に-05
い
ち-03
り
ち-02
ち-01
ろ-01
い-02
る-01
ち-03
ろ
は
か-01
ち-02
に-02
に-03
0529
る-02
は-01
1:5,000

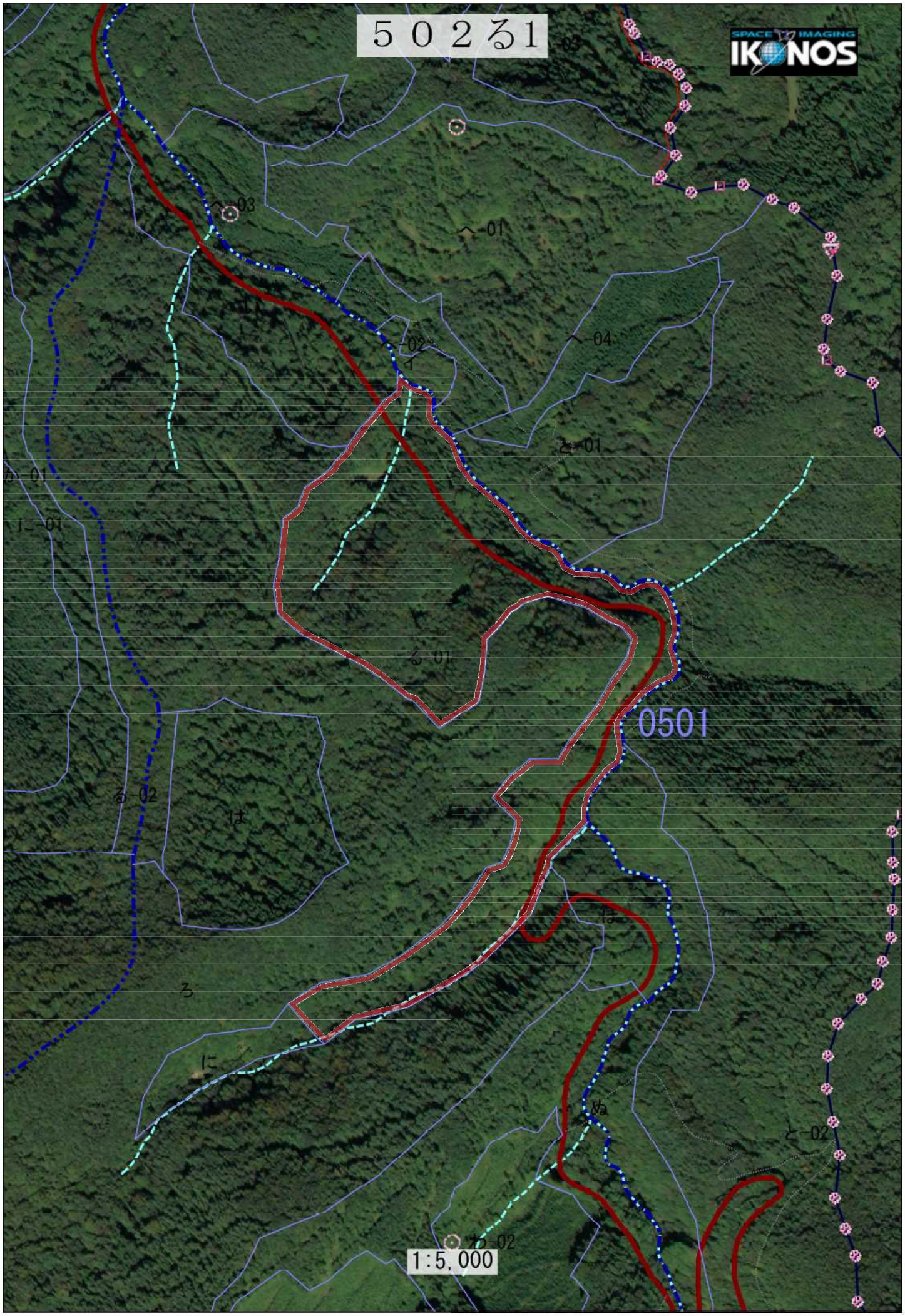
50231
SPACE IMAGING
IKONOS
へ-01
へ-02
へ-03
へ-04
と-01
と-02
る-01
る-02
は
ろ
に
ぬ
0501
1:5,000

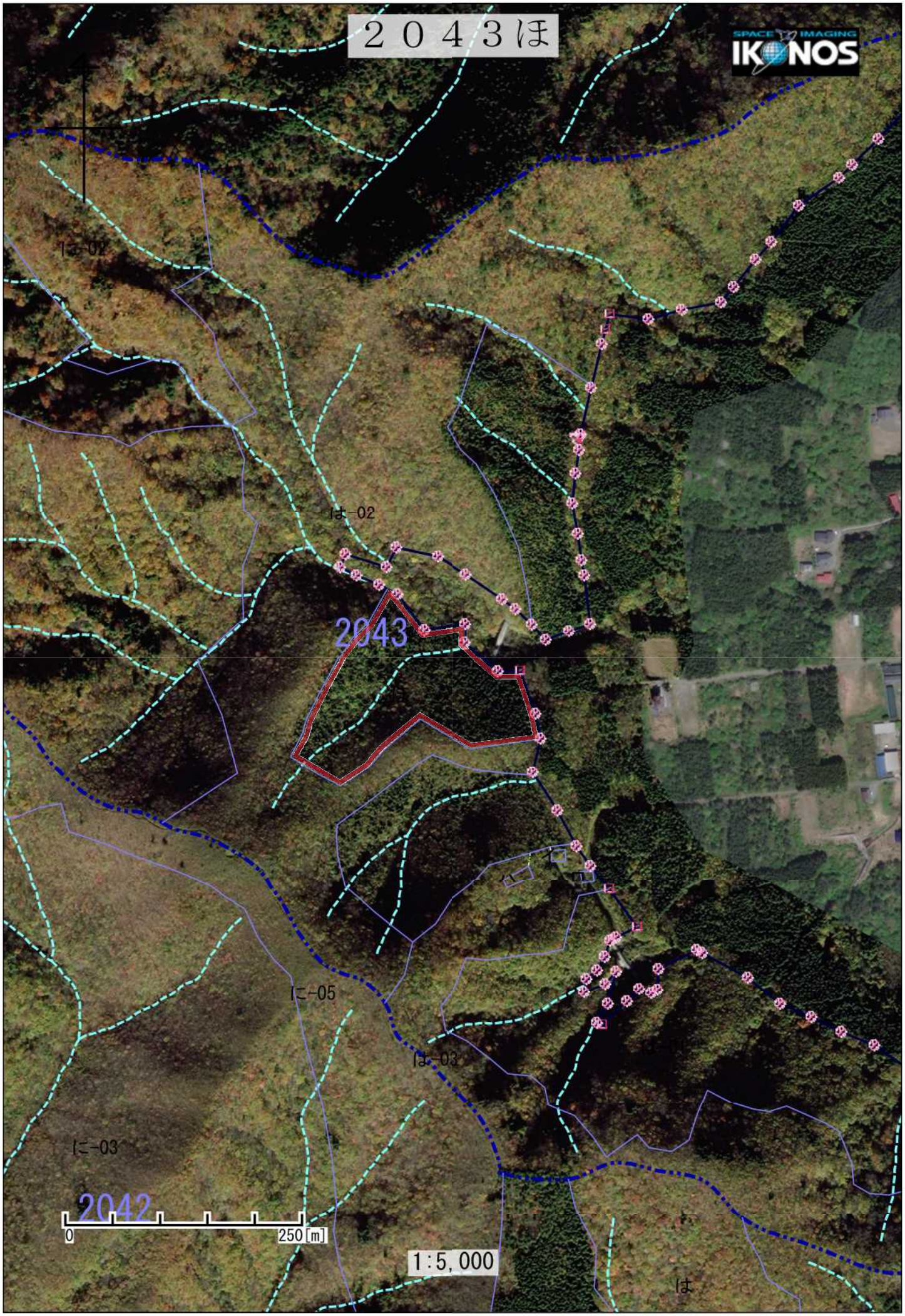
２０４３ほ
SPACE IMAGING
IKONOS
は-02
は-02
2043
に-05
は-03
に-03
2042
0
250 [m]
1:5,000
は

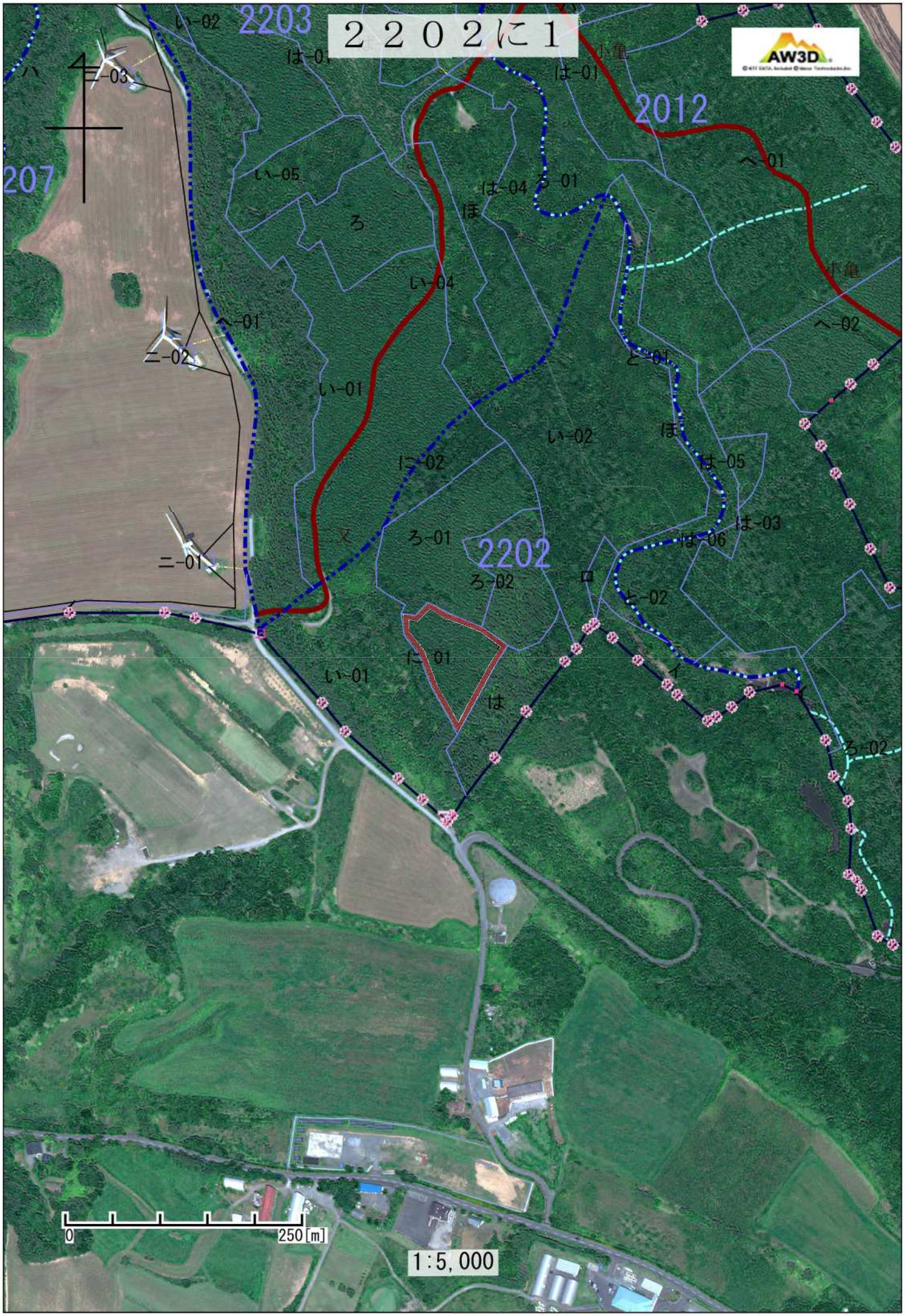
２２０２に１
2203
2012
2202
207
い-02
は-01
ハ
ニ-03
小亀
は-01
へ-01
い-05
は-04
ろ-01
ほ
ろ
い-04
へ-01
ニ-02
へ-02
と-01
い-01
い-02
ほ
に-02
は-05
は-03
又
ろ-01
は-06
ニ-01
ろ-02
ロ
と-02
に-01
イ
い-01
は
ろ-02
0
250 [m]
1:5,000

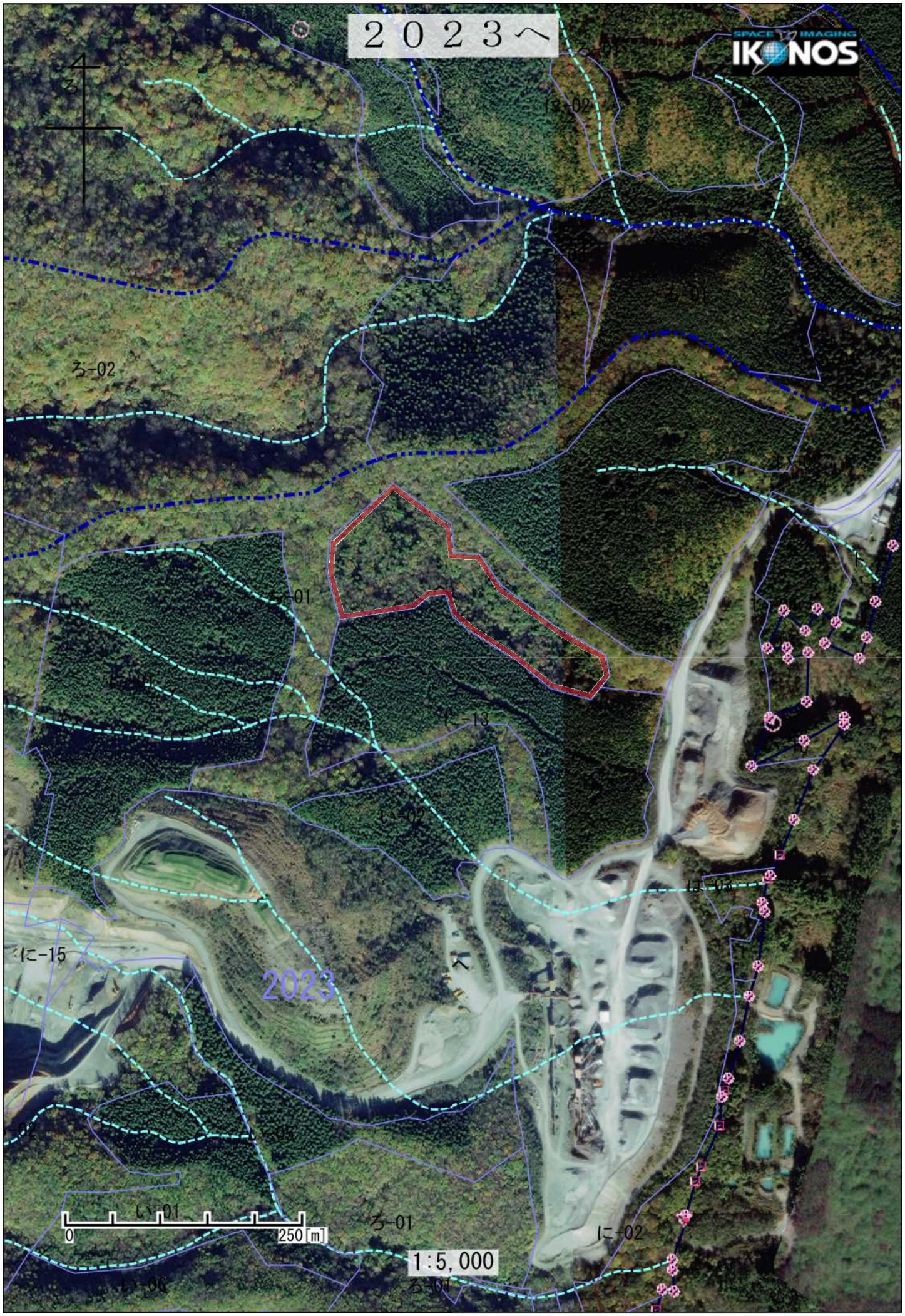
２０２３へ
SPACE IMAGING
IKONOS
ろ-02
ろ-01
に-13
に-02
に-15
に-05
に-02
2023
0
250 [m]
1:5,000

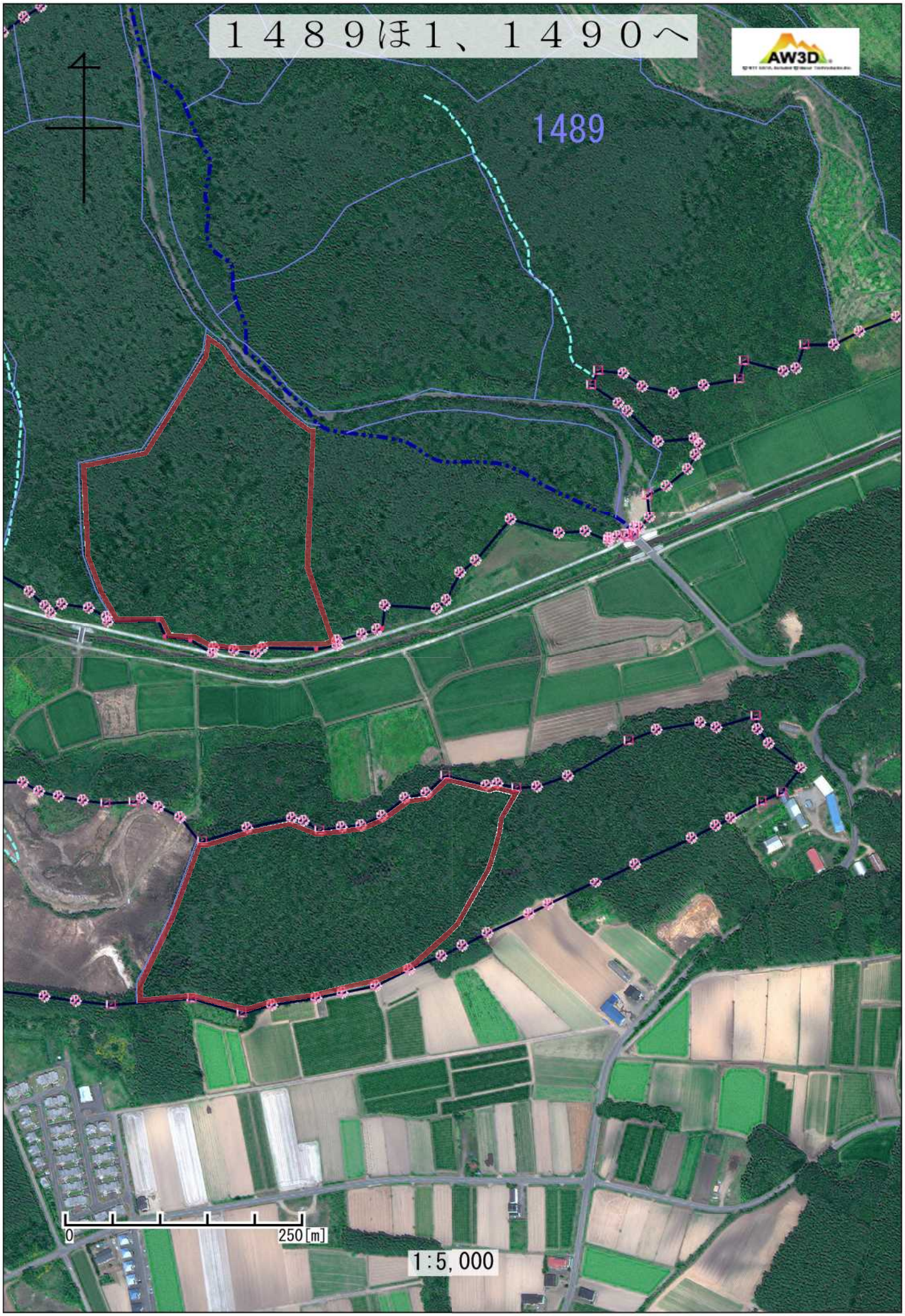
１４８９ほ１、１４９０へ
AW3D
1489
0
250 [m]
1:5,000

１５０７わ１・わ２・わ３・わ４・わ５・わ６・わ７

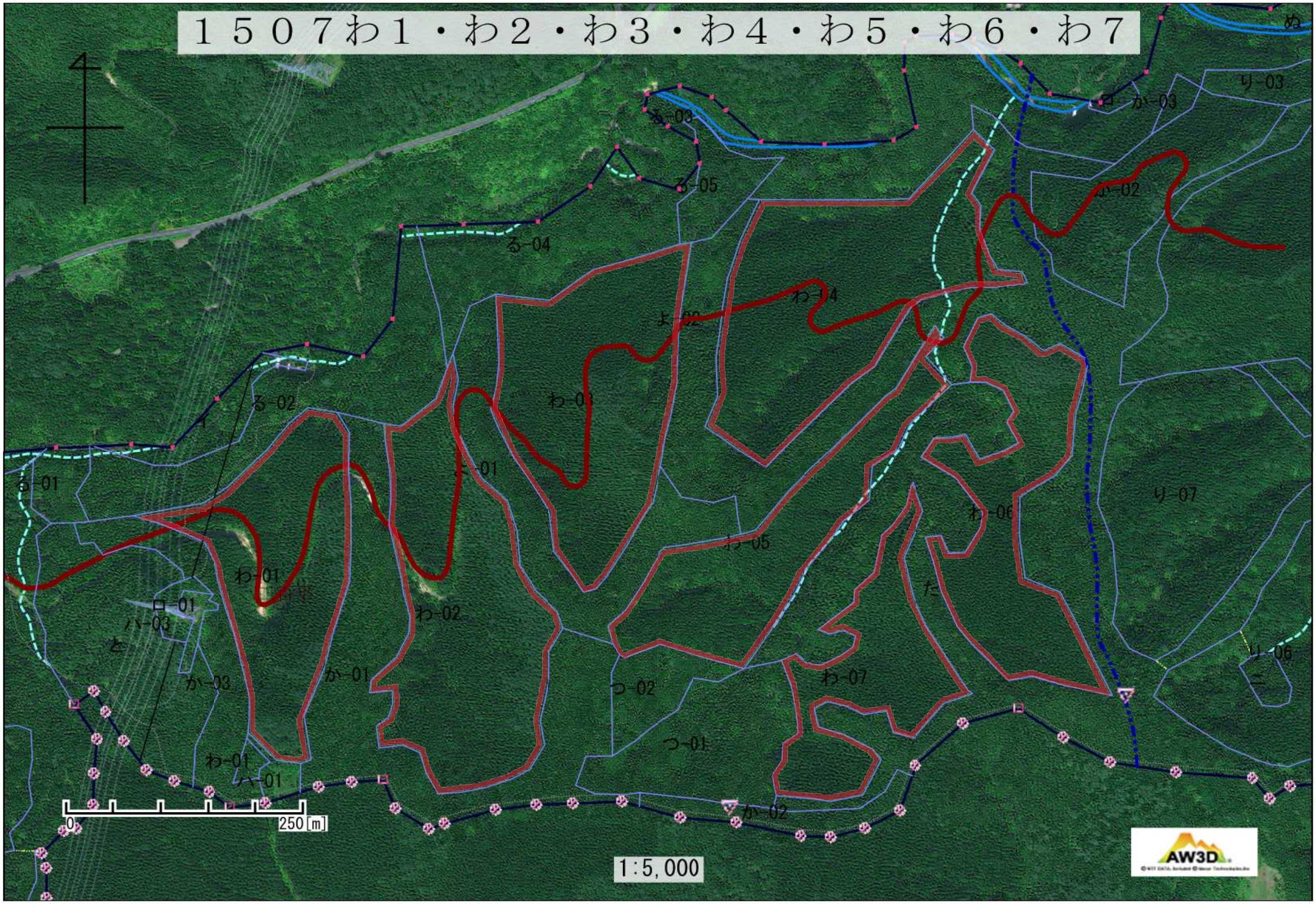

１４９８た１・た２・た３

SPACE IMAGING
IKONOS
に-02
と-01
れ
1498
り-01
り-02
ぬ-02
る-01
よ
ぬ-01
た-02
る-04
ま-01
た-03
1498
つ-01
0
250 [m]
1:5,000

１５０６か１・か２・か３

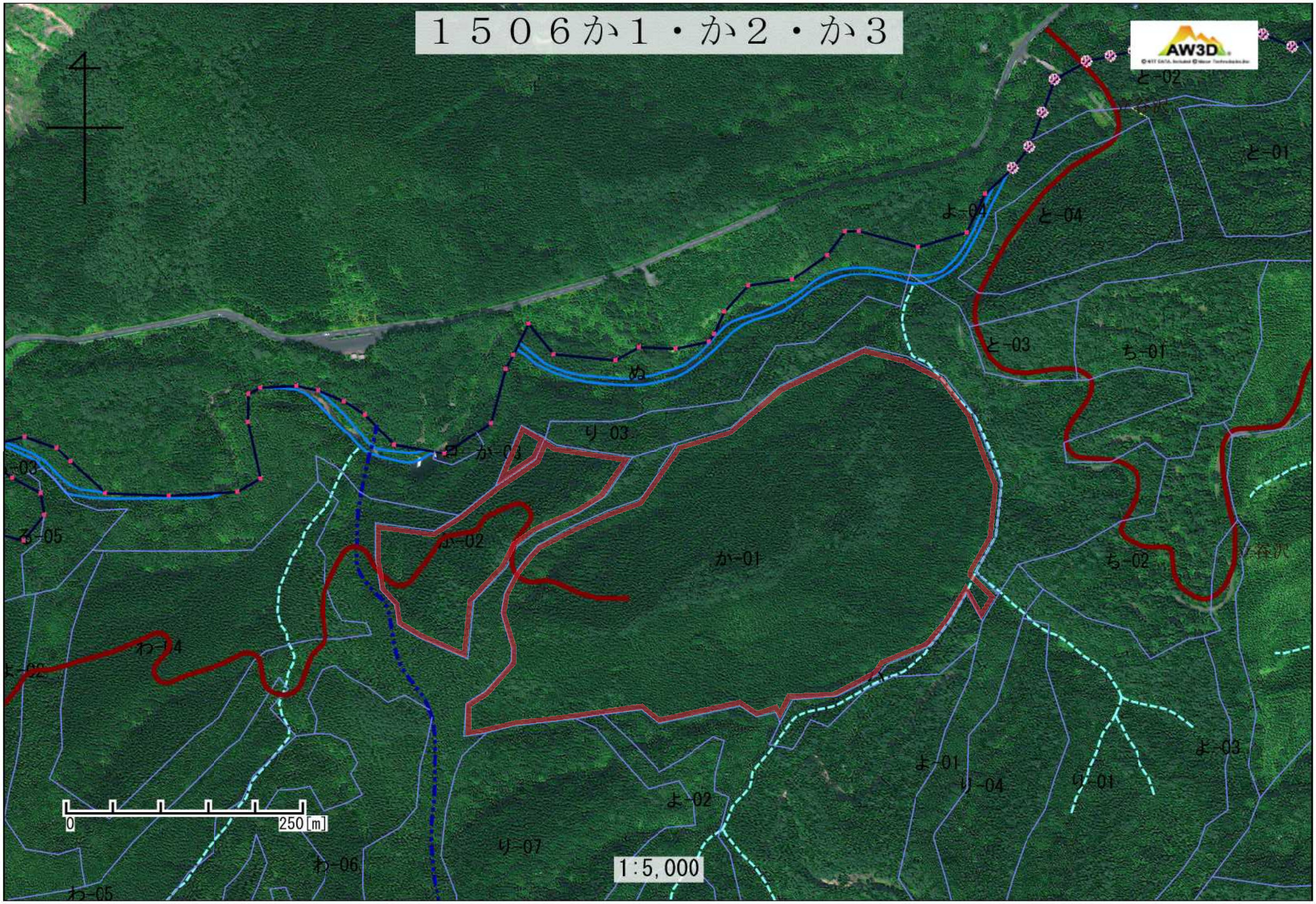
AW3D
と-02
と-01
よ-04
と-04
と-03
ち-01
ぬ
り-03
か-03
か-02
か-01
ち-02
わ-04
よ-03
よ-01
り-04
り-01
よ-02
り-07
わ-06
わ-05
0
250 [m]
1:5,000